

平成17年度事業報告書

自 平成17年 4月 1日

至 平成18年 3月31日

国立大学法人 大阪外国語大学

目 次

「国立大学法人大阪外国語大学の概要」

1. 目標	1
2. 業務	1
3. 事務所等の所在地	4
4. 資本金の状況	4
5. 役員の状況	4
6. 職員の状況	5
7. 学部等の構成	5
8. 学生の状況	5
9. 設立の根拠となる法律名	5
10. 主務大臣	5
11. 沿革	6
12. 経営協議会・教育研究評議会	6

「事業の実施状況」

I. 大学の教育研究等の質の向上	
1. 教育に関する実施状況	7
2. 研究に関する実施状況	19
3. その他の目標に関する実施状況	21
II. 業務運営の改善及び効率化	
1. 運営体制の改善に関する実施状況	23
2. 教育研究組織の見直しに関する実施状況	25
3. 人事の適正化に関する実施状況	26
4. 事務等の効率化・合理化に関する実施状況	28
III. 財務内容の改善	
1. 外部研究資金その他の自己収入増加に関する実施状況	30
2. 経費の抑制に関する実施状況	31
3. 資産の運用管理の改善に関する実施状況	32
IV. 自己点検・評価及び情報提供	
1. 評価の充実に関する実施状況	32
2. 情報公開等の推進に関する実施状況	33
V. その他の業務運営に関する重要事項	
1. 施設設備の整備・活用等に関する実施状況	33
2. 安全管理に関する実施状況	33
VI. 予算（人件費見積を含む。）、収支計画及び資金計画	
1. 予算	36
2. 人件費	36
3. 収支計画	37
4. 資金計画	38
VII. 短期借入金の限度額	38
VIII. 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画	38
IX. 剰余金の使途	38

X. その他	
1. 施設・設備に関する状況	39
2. 人事に関する状況	39
3. 運営費交付金債務及び当期振替額の明細	42
XI. 関連会社及び関連公益法人等	
1. 特定関連会社	44
2. 関連会社	44
3. 関連公益法人等	44

「国立大学法人大阪外国語大学の概略」

1. 目標

- 国立大学法人大阪外国語大学（以下「本学」という。）の基本的な目標は、言語と言語を基底とした世界の文化を教授研究することにある。グローバル化のすすむ今日、本学は、教育研究両面においてその個性に満ちた目標をますます鮮明にし、学生に高度で豊かな教育を提供することをめざし大胆な改革を行うとともに、大学運営の抜本的な効率化・合理化をはかり、社会の期待に応えんとするものである。
- 本学の基本的な目標を、より明確にすれば次の五つになる。
 - 1 複数の外国語についての高い運用能力をもち、深い国際的な教養を備え、自国文化にも通暁した、文化と文化の架け橋となる真の国際人を養成する。
 - 2 言語そのもの及び言語を基礎とした世界各地の文化の研究及び国際関係の研究について、日本を代表する研究拠点となる。
 - 3 留学生に対して、主として日本語及び日本文化の教育を行い、日本理解を促進する。
 - 4 外国語、外国文化についての高度な研究内容を、社会人教育などを通じて社会に還元する。
 - 5 大学が有する資源を有効に活用し、地域社会に貢献する。

2. 業務

I. 中期計画の全体的な進捗状況

法人化2年目となる平成17年度は、平成16年度に把握した課題解決のための具体案の策定や改善策の実施、平成16年度に整備した体制や仕組みの検証など、中期計画の達成に向け、試行錯誤を重ねながらも次のステップへ進むための態勢を強化するとともに、文科系小規模単科大学のハンディキャップを役員が一体となってカバーし、大阪大学との再編・統合協議の推進、職員評価システム及びインセンティブ・システムの構築、学内事務情報システムの利用拡充、インターンシップの導入など、平成18年度を目途とした計画については具体的な成果をあげており、全体として概ね順調に計画を実施しているといえる。

一方、平成16年度に設置した「大阪大学と大阪外国語大学との連絡協議会」において31回に及ぶ協議を行うとともに、学内説明会（10回）での意見交換等を踏まえ、役員会、経営協議会、教育研究評議会において、大阪大学との統合を推進することとし、平成18年3月、大阪大学との間で、大阪大学と大阪外国語大学両大学の統合を推進することについての合意書を締結した。これに伴い、新たな入試制度の実施や外国語学部の学科・専攻のあり方の見直し、教員組織の再編成など、再編・統合により直接的に影響を受ける計画については、今後の協議の進捗を踏まえ、再編・統合にあたって計画の見直しを検討する必要が生じることとなった。

II. 各項目別の状況のポイント

1. 教育研究等の質の向上

(1) 教育の成果に関する目標

- 国際的基準（CEFR — Common European Framework of Reference for Languages）を参考とした言語教育の客観的な到達度評価システム構築に向けた取組を推進し、文部科学省「平成17年度大学教育の国際化推進プログラム（海外先進教育実践支援）」の助成を得て、「日欧国際シンポジウム これからの外国語教育の方向性 — CEFRが拓く可能性を考える —」を開催〔関連年度計画1、58〕
- 平成17年4月に「留学生日本語教育センター」から「日本語日本文化教育センター」へ名称変更し、引き続き国費外国人留学生（学部留学生、研究留学生）の予備教育を中心に、日本語・日本文化研修留学生や教員研修留学生などを対象に、多様な留学生教育を実施〔関連年度計画6～19〕

(2) 教育内容等に関する目標

- 平成16年度に定めた外国語学部のアドミッション・ポリシーに基づき、学科、専攻・専攻語単位のアドミッション・ポリシーを策定し、ホームページに掲載〔関連年度計画20〕
- 新たな自己推薦型入試導入の基礎資料とするため、過去の入学者の高校成績・入試成績と在学成績の相関について追跡調査を実施〔関連年度計画21〕
- 平成16年度に外国語学部と大学院言語社会研究科で試行的に実施した「授業効果調査」を全部局で実施〔関連年度計画30、31、32〕

(3) 教育の実施体制等に関する目標

- 平成16年度から3カ年計画で学務情報システムを導入〔関連年度計画56〕
- 平成16年度に引き続き、「FD・学生指導担当者合同研修会」を実施〔関連年度計画59〕
- 平成19年度からのセメスター制導入のための計画案を作成〔関連年度計画60〕
- 短期留学推進制度（受入・派遣）の充実〔関連年度計画62～67〕
- 附属図書館における設備の一部リニューアルや、オープンライブラリー、特別展「シルクロードの文化の旅」の開催〔関連年度計画68、69、71〕
- 附属図書館と箕面市立図書館による連携・協力に関する覚書の締結〔関連年度計画71〕

(4) 学生への支援に関する目標

- 全学生・教職員へのアンケートや学生との懇談会の結果を踏まえた「福利厚生事業に関するビジョン」の取りまとめ〔関連年度計画74〕
- 「大阪外国語大学海外渡航マニュアル」の改訂〔関連年度計画79〕
- メンタル・ヘルスやアカデミック・ハラスメント講演会の実施〔関連年度計画78、83〕
- 平成18年度からインターンシップの単位化を実現〔関連年度計画86〕
- 職員向け就職問題講演会の実施〔関連年度計画87〕

(5) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- 説明会開催の定例化など申請促進の努力により、科学研究費補助金申請率は2年連続で前年度比20%増を達成〔関連年度計画93〕
- 重点研究プロジェクト、大型研究プロジェクトの形成を支援〔関連年度計画97、104〕
- JTBとの連携事業・JTBカルチャーサロン「大阪外国語大学講座」を平成18年度から開始〔関連年度計画98、110〕

(6) 研究実施体制等の整備に関する目標

- 特別研究費により平成17年度に出版助成を開始し、平成18年度からは内地研究員制度の創設を決定〔関連年度計画101、106〕

(7) 社会との連携、国際交流に関する目標

- 「まちづくり分野」における地域の発展と人材の育成に寄与することを目的として、大阪府箕面市と包括連携協定を締結〔関連年度計画112〕
- 大阪府との連携による受託研究「外国人サポーター1,000人プロジェクト」や、「保健医療ボランティア育成講座」などの地域貢献事業を実施〔関連年度計画114、117〕
- 学術交流協定締結校、学生交流覚書締結校の拡充〔関連年度計画123、124〕
- 国際教育連携モデル化事業（海外フィールドワーク実習、短期語学研修）の実施〔関連年度計画125、126〕
- JICA、国際交流基金との連携の推進〔関連年度計画132、133〕

2. 業務運営の改善及び効率化

(1) 運営体制の改善に関する目標

- 法人の運営組織（10室、拡大役員会等）の見直し・充実〔関連年度計画134、136、138〕
- 平成16年度に引き続き、学内の研究資金の配分に競争原理を導入した「特別研究費Ⅰ・特別研究費Ⅱ」の予算枠を設定し、重点的研究テーマに即した学内共同研究プロジェクト等を選考の上、平成17年度当初予算として配分〔関連年度計画139〕
- 平成16年度予算の執行状況に関する検証結果などを踏まえ、年度計画など法人の運営に関する事項の実質的な立案・実施を担う各室・部局を単位として戦略的・効果的な資源配分を継続〔関連年度計画141〕

(2) 教育研究組織の見直しに関する目標

- 大阪大学との統合推進に合意〔関連年度計画146〕

(3) 人事の適正化に関する目標

- 講師以下の教員の任期制に関する導入案の策定〔関連年度計画147、148、155〕
- 女性職員の働きやすい職場作りのための「大阪外国語大学次世代育成支援行動計画」を策定〔関連年度計画150、151〕
- 職員評価システム及びインセンティブ・システム（第1次案）の策定〔関連年度計画156〕

(4) 事務等の効率化・合理化に関する目標

- ペーパーレス化・マニュアル化・アウトソーシングなどを含む事務の効率化・合理化を踏まえた事務組織及び職員配置の見直しに着手〔関連年度計画164、165、166、167、170〕
- 学内WEBグループウェアの教員への利用拡充〔関連年度計画171〕

3. 財務内容の改善

(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

- 「研究情報活用事業」により研究助成金の公募や学内外プロジェクト研究などの情報を蓄積・共有〔関連年度計画175〕
- 出版助成や施設貸与などによる増収方策の実施〔関連年度計画176、177〕

(2) 経費の抑制に関する目標

- 図書、備品等の購入方法の見直し、省エネルギーの推進による経費の削減〔関連年度計画180、181〕

(3) 資産の運用管理の改善に関する目標

- 既存施設の有効活用のための配置計画の作成〔関連年度計画182〕

4. 自己点検・評価及び情報提供

(1) 評価の充実に関する目標

- 自己点検・評価の実施と結果の公表〔関連年度計画185〕

(2) 情報公開等の推進に関する目標

- パブリック・コメントシステムの構築〔関連年度計画187〕

5. その他の業務運営に関する重要事項

(1) 施設設備の整備・活用等に関する目標

- 施設保全、施設老朽化対策の取組〔関連年度計画188～190〕

(2) 安全管理に関する目標

- 通勤通学条件改善のため、公共交通機関と交渉〔関連年度計画193〕
- バリアフリー化、緑化による環境保全の取組〔関連年度計画194、196〕
- 防災マニュアルの作成〔関連年度計画195〕
- 学生の健康診断書の自動発行化〔関連年度計画202〕

Ⅲ. 各項目に横断的な事項

- 大阪大学との再編・統合による影響〔関連年度計画25、142、145、203〕

冒頭で述べたとおり、大阪大学との再編・統合の協議が具体的に進捗していることに伴い、新たな入試制度の実施や外国語学部の学科・専攻のあり方の見直し、教員組織の再編成や施設の移転など、再編・統合により直接的に影響を受ける計画が生じている。

例えば、新たな入試方法の実施については、柔軟で多様な入試制度を導入するため、入試見直し及びAO入試導入等のワーキンググループを設置し、これまでの入試制度の検証を行ってきたところであるが、平成19年10月を目標とする大阪大学との統合に備え、入試制度の再構築が必要となってきた。統合後の学生受け入れは平成20年4月であり、入学者選抜試験の教科・科目の変更が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、事前に予告・公表することが必要で、新大阪大学の入学者選抜に係る教科・科目の決定が最も緊急の課題となっており、今後、両大学で入学者選抜方法を協議し、平成20年度以降の入試方法を構築していくプロセスとなっている。

こうした状況の中で、外国語学部における「専攻語別入試を基本とする新しい入試方法」「夜間主コースの入試制度の見直し」や、大学院における「推薦入学制度、飛び入学制度」の実施等については、統合後の新組織構想や教育プログラムのあり方との関連で捉え直す必要があり、今後の協議の進捗を踏まえ、再編・統合にあたって計画の見直しを検討する必要があると考えている。

3. 事業所等の所在地

(1) 大学本部の所在地

箕面市間谷地区：大阪府箕面市

(2) その他の施設等の所在地

ア 箕面市小野原地区（外国人教師宿舎）：大阪府箕面市

イ 白馬地区（山の家）：長野県北安曇郡白馬村

4. 資本金の状況

11,520,670,141円（全額 政府出資）

5. 役員の状況

役員の定数は、国立大学法人法第10条により、学長1人、理事3人、監事2人。任期は、国立大学法人法第15条の規定及び国立大学法人大阪外国語大学組織規則の定めるところによる。

役 職	氏 名	就任年月日	主な経歴
学 長	是 永 駿	平成16年4月1日 ～平成19年2月28日	平成15年3月 大阪外国語大学学長
理 事 副 学 長	松 田 武	平成16年4月1日 ～平成18年3月31日	平成15年3月 大阪外国語大学副学長

役 職	氏 名	就任年月日	主な経歴
理 事 事務局長	大 島 貞 男	平成 16 年 4 月 1 日 ～平成 17 年 9 月 30 日	平成 15 年 10 月 大阪外国語大学 事務局長
	塚 越 義 行	平成 17 年 10 月 1 日 ～平成 18 年 3 月 31 日	平成 17 年 10 月 大阪外国語大学 事務局長
理 事 (非常勤、学外)	松 原 正 毅	平成 16 年 4 月 1 日 ～平成 18 年 3 月 31 日	平成 17 年 4 月 国立民俗学博物館 名誉教授
監 事 (非常勤、学外)	河 上 誓 作	平成 16 年 4 月 1 日 ～平成 18 年 3 月 31 日	平成 17 年 4 月 神戸女子大学長
監 事 (非常勤、学外)	千代田 邦 夫	平成 16 年 4 月 1 日 ～平成 18 年 3 月 31 日	平成 17 年 4 月 立命館大学 経営学部教授

6. 職員の状況

教員 760人 (うち常勤 182人, 非常勤 578人)

職員 112人 (うち常勤 79人, 非常勤 33人)

(注) 常勤・非常勤の定義は、基本的に「国立大学法人等の役員の報酬等及び教職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(総務大臣策定(以下「ガイドライン」という。))による。

常勤職員とは、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員のことであり、非常勤職員とは、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及びガイドラインにおける「派遣会社に支払う費用」以外の職員のことである。

7. 学部等の構成

外国語学部

大学院言語社会研究科

8. 学生の状況

総学生数 4,881人

学部学生 4,527人

修士課程 243人

博士課程 111人

9. 設立の根拠となる法律名

国立大学法人法

10. 主務大臣

文部科学大臣

1 1. 沿革

本学の沿革は、大正 10 年（1921 年）3 月、大阪の実業家・林蝶子女史（1873～1945）が、「大阪に国際人を育てる学校を」という理念のもとに、学校設置資金として、私財 100 万円を国家に寄附されたことに遡る。政府は、この寄附金を基に同年 12 月、本学の前身大阪外国語学校（支那語他 9 学部）を大阪市天王寺区上本町 8 丁目の地に創設した。その後、昭和 19 年（1944 年）4 月、大阪外事専門学校と改称され、昭和 24 年（1949 年）5 月に国立学校設置法の施行により、大阪外国語大学（当時 12 語学科）として発足したものである。

キャンパスは、学舎の戦災による戦後の高槻市への移転の一時期を除き、開学の地、大阪・上本町にあったが、大学の発展とともに狭あいになり、昭和 54 年（1979 年）9 月箕面市栗生間谷に移転し、今日に至っている。

1 2. 経営協議会・教育研究評議会

○ 経営協議会（国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関）

氏 名	現 職
是 永 駿	国立大学法人大阪外国語大学長
松 田 武	国立大学法人大阪外国語大学理事
塚 越 義 行	国立大学法人大阪外国語大学理事
松 原 正 毅	国立大学法人大阪外国語大学理事
松 下 滋	明海大学経済学部講師
少 徳 敬 雄	松下電器産業株式会社取締役副社長
永 田 眞三郎	関西大学法学部教授
大 水 勇	大水綜合法律事務所代表

○ 教育研究評議会（国立大学法人の教育研究に関する重要事項を審議する機関）

氏 名	現 職
是 永 駿	国立大学法人大阪外国語大学長
松 田 武	国立大学法人大阪外国語大学理事
南 田 みどり	大阪外国語大学副学長
染 田 秀 藤	大阪外国語大学大学院言語社会研究科長
奥 西 峻 介	大阪外国語大学日本語日本文化教育センター長
橋 本 勝	大阪外国語大学附属図書館長
高 山 正 樹	大阪外国語大学外国語学部国際文化学科長
杉 村 博 文	大阪外国語大学外国語学部地域文化学科長
三 原 健 一	大阪外国語大学外国語学部教授
松 浦 寛	大阪外国語大学外国語学部教授
高 橋 明	大阪外国語大学外国語学部教授
岡 田 新	大阪外国語大学外国語学部教授
高 階 美 行	大阪外国語大学外国語学部教授
市 川 明	大阪外国語大学外国語学部教授
西 村 成 雄	大阪外国語大学外国語学部教授
杉 本 孝 司	大阪外国語大学外国語学部教授
山 蔭 昭 子	大阪外国語大学日本語日本文化教育センター教授
山 本 進	大阪外国語大学日本語日本文化教育センター副センター長

「事業の実施状況」

I. 大学の教育研究等の質の向上

1. 教育に関する実施状況

(1) 教育の成果に関する実施状況

【学士課程・大学院課程】

平成16年度において「次年度以降の継続課題」として「語学教育以外の教養・専門教育の客観的な評価方法」について引き続き検討した結果、高等教育機関における多面的かつ多様な教養・専門教育について、教育成果を一律に評価することは困難であると考えられることから、本学の教育の中核をなす語学教育の客観的な評価方法を確立させることが重要であるとの結論に達し、平成16年度の成果に基づき、語学教育に関する方策を次のとおり実施した。

- (1) 「CEFR：言語共通運用能力評価基準（欧州協議会作成）」を参考にした客観的な尺度／枠組みに基づく語学教育に関する授業目標・内容・評価記述のためのフォーマットを完成し、全専攻語（25言語）の教員を対象に説明会を実施し、一定の学内コンセンサスを得た（7月）。
- (2) 上記の記述フォーマットに従い、外国語学部前期課程専攻語教育について、各年次における到達度目標、授業内容、教育方法、教材に関する記述作業を終了した（9月）。
- (3) 到達度評価制度に基づく授業プログラム作成について、学内のより深い理解の確立とコンセンサスを得るため、学外からも講師を招聘し、言語教育ワークショップシリーズ第2回「大学間教育ネットワークと外国語教育の到達度評価」を開催した（10月）。
- (4) 文部科学省による「平成17年度大学教育の国際化推進プログラム（海外先進教育実践支援）」に採択されたことに伴い、到達度評価制度を理論的・側面的に補完するとともに、本学の言語教育改革の社会的認知を図るため、「日欧国際シンポジウム これからの外国語教育の方向性 - CEFRが拓く可能性を考える -」（於大阪国際会議場）を、欧州協議会言語政策部門ならびに国際交流基金の後援を得て開催した（3月）。
- (5) 言語教育におけるCEFRならびに到達度評価の現状調査のため、平成17年度前半に3名の教員を欧州の協定校（3校）に半年間派遣し、さらに上記プログラムの一環として、9名の教員を欧州の協定校（9校）に2週間派遣した。調査の結果は「平成17年度大阪外国語大学学内特別研究費 II 活動報告書 語学教育における到達度評価制度確立のための調査・研究」として取りまとめ、配布した（3月）。

これらの取組を踏まえ、国際的基準で透明な言語教育到達度評価制度を確立するための実施上の問題点を把握し、言語教育に携わる全教員の意志疎通、情報提供を促す方策の拡充、学習の主体である学生に到達度評価の目的の理解を促す方策の拡充などの改善点を確認するとともに、次のステップとして、到達度評価のための試験制度の整備を検討することとした（3月）。

課題探求型の要素を持つ諸科目のうち、「演習」科目等で行われている卒業論文の作成指導に、課題探求能力育成に有効な内容が含まれていることに注目し、「卒業論文とその作成指導の現状についてのアンケート——課題探求型の要素を持つ科目整備・発展のため」を各専攻・専攻語に対し実施し、卒業論文作成の指導体制の改善など、必要な側面の整備・改善の方向を検討し、その結果を報告書に取りまとめた（9月）。

図書館リテラシーを情報リテラシー授業の中でどう扱うべきか検討し、授業の中で扱うよりも、附属図書館が新入生や3-4年次生に対して行っている図書館ガイダンスを強化し、教員（特にアカデミック・アドバイザー）が積極的に図書館ガイダンスに関与していくべきであるという結論を出した（5月）。また、現在、社会で活躍している卒業生を対象に、「大学でどのようなリテラシーを教えるべきか、社会に出たあと役立つリテラシーとは何か」を問うアンケートを実施し、これらの結果を踏まえ、昨年度に立案した情報リテラシー授業のプランに修正を加えた（6月）。なお、この授業プランのうち、ビジネスマナーなどを含む社会人リテラシー科目については、学生に対する就職支援の一貫として行われる授業科目「キャリア開発論」の上級編で扱うこととした（9月）。

情報リテラシーを扱う授業は、当初、全学に提供するカリキュラムとすることを前提としていたが、現在のところこうしたプランを実施する全学的な体制が整っていないため、まず外国語学部に限定し、試行的に実施することを決定し（9月）、情報リテラシー授業を管理運営するための専門委員会を、外国語学部学務委員会の下に設置することとした（3月）。

当初の更新計画では、ネットワーク基盤システムの賃貸期間の終了する平成18年末に次期システムを導入する予定であったが、機器の格段の進歩等に鑑み、マルチメディア教育システムと統合し、有機的に運用を図ることにより、より効率的・経済的な調達が可能となるため、2つのシステムを統合して調達することとし、導入時期をマルチメディア教育システムの賃貸終了期限である平成18年度末とすることとした。併せて、平成18年3月の大阪大学との「大学統合推進合意書」の締結により、統合が実現した場合のシステム統合を円滑にするため、次期システム案（仕様）の策定を延長し、現状でできる限りの対応を盛り込むこととした（3月）。

【留学生日本語教育センター】（現日本語日本文化教育センター）

平成16年度において学部予備教育改善プロジェクトチームを立ち上げ改善計画案を策定、平成17年度実施予定事項を完了したため、平成17年度は(1) 数学・物理・化学などの非日本語科目のプレースメント試験を試行して学生の入学時の学力に関する基礎データを収集、(2) 予備教育学習項目に関する基礎調査を企画、(3) 東京外国語大学留学生日本語教育センターとの意見交換を実施して、中期計画の進捗を図った（3月）。

本学の学部留学生予備教育運営・評価に係るプロジェクトチームを編成して、「学部留学生予備教育修了生による大学説明会（第9回）」ならびに「（国立大学法人の教職員による）大学進学説明会（第10回）」を開催した（9月・11月）。大学進学説明会は文部科学省の要請により国費学部留学生教育制度の充実のため平成8年度より継続実施する東京外国語大学との共同事業で、平成17年度は国立大学法人81大学中30大学から49名の参加があった（前年度32大学44名）。学部留学生による評価アンケートにおいて、修了生による大学説明会で87%、大学進学説明会で97.1%の肯定的評価を得た。(1) 前年度の実施結果を各大学にフィードバックする、(2) 各大学の特色が学生により伝わりやすい実施方法に改める、(3) 予備教育及び学生のニーズ・動向に関する情報提供の機会を充実させるなどの改善を行い、国費学部留学生教育の理解促進を図った（12月）。

日本語日本文化教育センターにおける、教育・教育研究活動に関する調査結果のフィードバックシステムならびに外部公開と共有する情報提供方法（成果外部公開と共有）について検討し、フィードバックに関するフローチャート、企画点検報告書式を策定、教育システム改善試案としてとりまとめた（7月）。下半期は試案システムを実験的に稼働させ、「平成17年度大阪外国語大学FD研修報告書」に状況を報告した（3月）。

受入れが決定した国費留学生の数、学力、専門分野等に合わせて前年度計画した予備教育課程の教育活動計画、教育環境整備計画、教育研究計画を検討・修正した（4月）。教育評価の学務体制を強化し、教育活動計画・教育研究計画の実施済報告時ごとに、担当者記載の成果及び[成果についての]分析評価結果・改善提案の妥当性について検討・確認を行った。また、教育環境整備の一環として、夏期休業中の8月は利用できなかったセンター図書室について、開室期間を延長し、その利便性を高めた。

各予備教育課程の修了時に学生を対象とした教育活動・教育環境に関する総括的評価アンケートを実施し、全アンケートで80%以上の肯定的評価を得た（9月・3月）。

日本語日本文化教育センター所属専任教員ならびに非常勤講師に対し教材の開発・発行の支援と促進を図り、平成17年度は6点の教材を発行した。教育内容及び方法の研究成果を『授業研究 第4号』および研究紀要『日本語・日本文化 第31号』にまとめて公開、送付した（3月）。

日本語日本文化教育の企画評価組織として引き続き日研生プログラムコーディネーターを中心にした担当者会議を学内に組織し、平成16年度に実施した日本語日本文化教育関係事業を総合的に点検評価した。「第10回日本語・日本文化研修留学生に関する検討会議」「日本語・日本文化研修留学生教育研究会」については、参加者による評価アンケートから、(1) 独法化時代を迎えた日研生教育のあり方というテーマ設定は適当、(2) 世界的ニーズを踏まえた教育実践に向け国内外の日本語日本文化教育

研究機関教員との討議は有意義、(3) 国内の日研究生教育関係者が参加して文部科学省を交えた情報交換を行う機会として本検討会議の果たす役割は大きく、討議・質疑応答時間の拡充が求められることなどが確認され、検証結果を平成17年度計画の改善案に取りまとめるとともに(6月)、検討会議の内容は報告書にまとめ公開した。

平成17年11月11日に開催した第11回会議では、日研究生プログラムを提供する全52大学中44大学から64名の参加があり(前年度は50大学77名)、改善案に従って参加大学・文部科学省の質疑応答を行い、理解と情報の共有を図った。結果90.2%の参加回答者から会議内容について肯定的評価を得た(11月)。

海外の日本研究拠点校との教育連携強化を目的とした国際会議の定期開催について、予算規模、招聘人数、テーマ設定、外部資金調達方法等の点から検討を行い(9月)、その結果をもとに、本学協定校(日本研究拠点校)と折衝に入り、国際会議実施計画案を策定(12月)、平成18年3月2日に、ノルトライン・ヴェストファーレン州立言語研究所(ドイツ)、ナポリ東洋大学(イタリア)、カリフォルニア大学バークレー校(米国)の各協定校から日本語教育プログラム運営責任者を招聘、CJLC言語教育国際フォーラム「海外における日本語教育 -日本語学習における到達度評価-」を実施した。なお、今回の国際フォーラムでは、発表者とフロア参加者との活発な質疑を可能にするため、参加者を50名程度に限定し、事前登録制とした(参加52名)(3月)。

Course Numbering System(授業科目のレベル・内容を表す科目コード)を用いた『履修案内』『授業案内(シラバス)』をセメスターごとに作成し、学生に配布した(4月・10月)。また、その有効性の検証を行うため、特に本学の協定校で日本研究拠点校であるチューリヒ大学に協力を要請、3月に教育実態調査のため同大学を本学教員が訪問した際に、相手側教員と意見交換を行い、所属教員に対するアンケート調査の実施について、全面的な協力を得られることになった(3月)。

受入れが決定した国費日本語・日本文化研修留学生の数、学力、専門分野等に合わせて前年度計画した教育活動計画、教育環境整備計画、教育研究計画を検討・修正した(4月)。教育評価の学務体制を強化し、教育活動計画・教育研究計画の実施済報告時ごとに、担当者記載の成果および[成果についての]分析評価結果・改善提案の妥当性について検討・確認を行った。また、教育環境整備の一環として、夏期休業中の8月は利用できなかったセンター図書室について、開室期間を延長し、その利便性を高めた。

プログラム修了時に学生を対象とした教育活動・教育環境に関する総括的評価アンケートを実施し80%以上の肯定的評価を得た(9月)。結果を踏まえ、教育活動計画としての平成18年度行事予定表を作成するとともに、教育環境の整備並びに教育研究の推進に必要な予算要求事項を取りまとめた(11月)。

客観的な外部評価を受けるため、評価対象分野、頻度、評価者、評価内容、評価項目などの評価方法を検討し、実施要領及び、今年度実施計画を策定した(12月)。これに基づいて、平成18年2月27日に国内外から5名の外部評価者を招聘し、学部留学生予備教育を対象として、I 教育内容関連項目(プログラムデザインの的確性、教授内容の有効性と到達度、教材の充実度、計画の立案と実施実績)、II 教授者側関連項目(教員の質の維持と向上、運営システムの工夫、自己点検評価とフィードバック、国内外における認知度・貢献度)、III 学生側関連項目(学生支援環境の充実度、学生の満足度)、IV 教育交流関連項目(進学指導の充実度、進学に向けた評価方法の妥当性、追跡調査とフィードバック)、V 教育環境施設関連項目(参考図書資料の充実度と活用状況、教育設備の充実度と活用状況)について評価を受けた。(3月)

日本語日本文化教育センターを窓口として、香港大学專業進修学院(5月)、バルセロナ自治大学(7月)と学術交流協定を締結し、日本語日本文化分野における両機関との教育的協力関係を構築した。

日本語日本文化研修留学生として受け入れ実績があるウィーン大学およびチューリヒ大学に日本語日本文化教育センター教員3名を派遣し、日本語日本文化教育プログラムの実態調査および教員・学生との対面調査を行った。結果、本学での日本語日本文化教育の内容について、両校が相補的且つ有機的に位置づけていることが明らかになったほか、ウィーン大学とは互恵的な共同教育研究プロジェクト実

施など、ヨーロッパ拠点形成を目指した教育連携の可能性についても協議が行われた（3月）。

平成16年度に引き続き国費外国人留学生（学部留学生、研究留学生等）予備教育を教育面の柱として位置づけ実施した（3月）。

文部科学省からの委嘱による、国費外国人留学生選考試験問題作成に関する業務を遂行した（3月）。

日本政府が奨励する留学生教育及び予備教育の一層の充実を図るため、文部科学省の委嘱を受けて学部留学生及び研究留学生の予備教育を実施し、学部留学生の進学配置先の結果を報告した（3月）。

業務遂行に必要な経費については、次年度、留学生受入れ実績に基づいて措置される予定である。

（2）教育内容等に関する実施状況

【学士課程】

学生募集において求める学生をより適切に見出すため、平成16年度に決定した外国語学部のアドミッション・ポリシーとの整合性を踏まえつつ、国際文化・地域文化の各学科、5専攻・24専攻語のアドミッション・ポリシーを策定した（3月）。

現行入試の問題点を探り、新たな入試制度導入への基礎資料とするため、過去の入学者の高校成績・入試成績と在学成績の相関について追跡調査を行い、報告書を作成した（1月）。また、この作業と並行して、現行の推薦入試の廃止を前提とした新たな自己推薦型入試の在り方を検討し、「自己推薦型入試に関する中間報告書」を取りまとめた（3月）。

本学の教育目標・目的を大学案内及びホームページに掲載することにより学内外に周知するとともに、全学アドミッション・ポリシーについても「大学案内」「学生募集要項」「ホームページ」への掲載による学内外へ広く周知を図った。とくに学外向けには、6月と9月に実施した高校教員との懇談会や10月の授業開放週間のほか、通算30回参加した大学説明会及び大学フェアや進学ガイダンスで、アドミッション・ポリシーを含む資料を配付して周知に努めた。

平成16年度において「次年度以降の継続課題」とした「夜間主コースの入試制度の検討」について、昼夜統合WGによる(1) 昼間主・夜間主の統合、(2) 現行の推薦入試の廃止、(3) 社会人枠の維持、との提案による一定の結論を得て、過去の出願状況等を勘案し、現在の夜間主コースにおける社会人特別選抜（72名）と推薦入試（36名）の募集人員を入れ替え、これらを昼間主コースにおける新たな自己推薦型入試の募集人員に充てることを内容とする提言を取りまとめた。また、大阪大学との再編・統合協議が具体的に進捗していることから、「新たな入試制度」の検討については、平成20年度以降入試として見直しを検討することとした（3月）。

入試システム（コンピューターシステム）再構築検討ワーキンググループを設置し、現行の入試システム導入後、新たに導入された入試制度に対応するとともに、合格者の追跡調査などの調査統計を効率的に行える入試システムの検討を行った結果、在学成績データとの連動を考慮し、平成16年度から導入している学務情報システムのサブシステム化を図るべきとの計画案を盛り込んだ報告書を取りまとめた（12月）。

平成16年度において「次年度以降の継続課題」とした「専攻語別入試を基本とする新たな入試制度の検討」については、統合後の新組織構想や教育プログラムとの関連で捉え直す必要があるため、当面可能な方策として、平成16年度における昼夜統合ワーキング・グループの報告を受けて、(1) 昼間主・夜間主の統合、(2) 現行の推薦入試の廃止、(3) 社会人枠の維持、を前提とした、新たな自己推薦型入試に関する検討を進め、「自己推薦型入試に関する中間報告書」を取りまとめた。

なお、新たな入試制度を導入する場合は、受験生の負担を考慮し、概ね2年前に公表することが望ましく、さらに入学試験実施要項は7月に公表することが文部科学省の「大学入学者選抜実施要項」に定められていることから、今後大阪大学と入学者選抜方法を協議し、平成20年度入試において全体的な入試制度の見直しができるよう検討することとした（3月）。

本学においては1・2年次における専攻語の習得と3・4年次における各専攻における専攻科目の学習に重点が置かれ、学生および教員の双方において教養教育の意義が明確に意識されていなかった点に改善の余地が考えられる。また、教養教育の成果を各専攻における専攻教育に連結する点においても各

専攻において何らかの対応・努力の余地がある。

以上の現状分析を踏まえた上で、(1)平成19年度においては、各専攻において学生の関心領域や将来志望する職業分野に応じて、複数の履修モデルを作成する。各専攻は新入生に対して、大学における教養科目を3・4年次における専門科目学習の準備段階として、目的意識をもって選択・履修すべき旨を説明するとともに複数の履修モデルをガイドラインとして示す、(2)教養科目の編成全般を統括する組織が機能していないことに問題があるので、平成20年度においては、いずれかの委員会、あるいは、新たに設置する委員会に教養科目の編成全般を統括させる、などの改善策を提言し、取りまとめを行った(12月)。

副専攻語を第二外国語的性格な言語教育と位置づけるか、「副専攻」という名称にふさわしい授業にすべく改善を図るかを決定するために、各専攻・専攻語に対し、試験的なアンケートを行った。その結果、各専攻・専攻語により事情が異なることから、履修規程で一律に規定するのではなく、履修指導で対応するのが現実的であることが明らかとなった(3月)。この結果に基づき、新入生に対して、各専攻・専攻語において、副専攻語の意義と望ましい履修方法を指導すべきであるとの提言を盛り込んだ報告書を作成した。また、大阪大学との統合が実現した場合は、英語が専攻語に次ぐ言語として重要になる教育体制へと再編されるため、(1)TOEICの基準点を単位授与の条件とするクラスの多様化、(2)各専攻・専攻語の教員が積極的に関与して、ESP(English for Specific Purposes) / EAP(English for Academic Purposes)のクラスを設置すべきとの提言をまとめ、上記の報告書に盛り込んだ(3月)。

セメスター制導入に関するアンケート調査や、卒業論文とその作成指導の現状に関するアンケート調査の結果を分析し、専攻語実習の通年開講、週2回開講の集中型半期開講科目の試験的開設など授業の特性に応じた適切な授業時間、開講形態(方法)について検討を行い、セメスター制導入案に反映させた(12月)。

副専攻語については、(1)副専攻語専用時間帯の厳格化、(2)履修希望者の事前登録を行なうべきとの提言を盛り込んだ報告書を作成した(3月)。(1)は、クラス間での学生の移動を容易にし、(2)を実現するための措置である。(2)は、履修希望者は、事前に履修希望届を出し、各副専攻語のコーディネーターがそれを基にクラスへの配置を決定し、1クラスの規模を平準化する方策である。これが実現すれば、第一週目から実質的な授業に入ることができるという利点も生まれる。

専攻語については、平成19年度入試において国際文化学科の各専攻語への定員割り振りを変更すれば、専攻語のすべてのクラスが20人以下の規模になることをシミュレーションした報告書を作成した(3月)。

平成16年度において「次年度以降の継続課題」として「授業評価結果を適切にフィードバックするための方策の実施」について、平成16年度の検討を踏まえ、実施可能な方策として、平成16年度後期に行った授業効果調査の結果を調査に参加した全教員にフィードバックするとともに、事前に閲覧を希望した専攻・専攻語に対しデータを提供した(4月)。

フィードバックの方法について、調査に参加した教員の意見やデータ閲覧を希望した専攻・専攻語に対してアンケート調査を実施し、検証した結果、この調査の目的は大学全体の教育の改善に役立てるために行うものであるとの観点から、平成17年度については希望者だけではなく、すべての授業担当教員を対象に実施すること、また、教員の授業計画に支障なく調査を実施するため、アンケート調査票の配付時期を12月中に早めるなどの改善を行うこととし(6月)、平成17年度後期の授業効果調査に反映させた(1-2月)。

平成16年度の授業効果調査の検討結果に基づき、平成17年度前期の授業効果調査のアンケート項目を選定し、英語訳を添付した用紙原稿を作成して調査の準備をしたが、予算措置が間に合わなかったため、一部の部局のみ、独自にアンケート用紙を作成して実施した(9月)。

平成17年度後期の授業効果調査を実施し(1-2月)、結果を各授業担当者にフィードバックした(3月)。

フィールドワーク、ボランティア活動、インターンシップ科目の現状について、外国語学部を有する他大学及び本学の現状を調査し、本学においてもフィールドワークについては「開発・環境野外実習Ⅰ

V」など、ボランティア活動については「ボランティア論 I」などの授業科目がすでに開設されており、成績評価の対象となっていることを確認したが、そうした科目はまだ少数であることから、今後、多様な成績評価の対象となる授業科目の拡充を奨励することとした。なお、インターンシップの単位化については、平成16年度からの企画・準備を経て、平成18年度から実施することとした（12月）。

【大学院課程】

平成17年3月博士学位取得者（7名）を対象に、指導体制、教育研究環境等についてアンケート調査を行い、（5月実施の2、3年次生対象、10月実施の1年次生対象の調査と併せて）、新規開設を望む授業科目、院生室の環境改善、図書資料等の充実等、改善を要する課題を取りまとめた（10月）。

平成16年度にとりまとめた「学部生のための単位『前取り』による前期課程一年修了プラン」の実際の導入を検討するためのワーキンググループを設置し（6月）、5年制の学部・大学院の一貫教育を導入している他大学の先例を参考にしつつ検討を行った。その結果、このプランを実施に移すためには学部及び大学院において教育の接続のための教育課程を精緻に組み立てる必要があることはもとより、学生にこの制度を早めに周知し、大学院進学を志している学生に遅くとも3年次からこの制度による教育を実施する必要があること等を確認した。一方で、大阪大学との統合協議の中で学部、大学院の設置形態が検討されているところなので、この制度の試験的導入については協議の推移を見極めつつ行うこととした（3月）。

高度専門職業人養成のための専修コースの一つとして、国際開発専修コースの開設を検討するワーキンググループを設置し（6月）、具体案を検討した。この専修コースでは、(1) 現場感覚に加えて地域的な文化・社会的背景などの知識・理解を兼ね備え、国際開発の現場や国際機関などで活躍できる人材、(2) 英語その他の国連公用語ばかりでなく、特定地域・領域で専門家として活躍するために、開発の現場で必要とされる言語の運用能力を持つ人材、の養成を目的として、JICAや海外の開発系諸機関や団体と連携した教育プログラムを行う案を取りまとめた（12月）。

高度専門職業人養成コースにおいて修士論文に代わる成績評価制度として導入した課題研究について、通訳翻訳学専修コースにおける課題の設定・実施方法を具体的に取り決め、修士論文と、課題研究の具体的な区別について、分量、内容の相違などを明確にして学生に対する指針を決定した（12月）。

学位授与率と学術レベルの向上を目指して、(1) RA制度を活用した教員の研究活動への積極的な参画、(2) 履修登録状況を指導教員が確認するシステムの導入、(3) 博士論文審査体制の一層の適正化、(4) 中間発表、最終発表時における到達度評価の導入、(5) 研究指導プログラムの一層の適正化などを実施した（3月）。

平成16年度において「次年度以降の継続課題」とした「大阪大学文学研究科との共同授業の在り方の検討」について、大学間の移動など教員・学生の負担軽減の必要性などの課題はあるものの、本学がカバーできない分野の授業をフォローするための方策として有効であることを確認し、平成17年度においても引き続き大阪大学文学研究科との共同授業「歴史学のフロンティア」を実施するとともに、授業実施と平行してその都度内容充実のための協議を積み重ね、充実・改善を図っている（3月）。

平成16年度において「次年度以降の継続課題」とした「大阪大学以外の大学との連携強化の方策の検討」について、他大学との連携強化のためのワーキンググループを設置した（6月）。検討の結果、平成17年度を準備期間とし、大阪府下のほとんどの国公立大学が参加する「大学コンソーシアム大阪」における単位互換授業が平成18年度から開始されることに伴い、本学もこの事業に積極的に参画し、研究外国語など本学の特色のある授業科目、合計8科目を提供することとなった（3月）。

【留学生日本語教育センター】（現日本語日本文化教育センター）

予備教育課程の受講生を対象に授業効果アンケートを各 Semester 終了時に実施し（9月・3月）、80%以上の肯定的評価を得た（春学期91.1%、秋学期85.5%）（3月）。

日本語日本文化教育センターにおいて平成16年度に開発した「CJLC日本語能力証明書」を作成・発行するとともに、教育推進室語学教育ワーキンググループが主催する言語教育ワークショップ（シリーズ第2回）にて、日本語到達度評価基準及び日本語能力証明書に関する調査研究取組について発表を行い、報告書に内容をまとめて情報共有を図ることにより、学士課程への到達度評価導入などの教育

改善に対する協力を行った（3月）。

学部留学生の評価方法並びに配置に関する妥当性の点検・評価のため、進学先大学5大学において、進学先や適応状況、専門教育への適応状況、予備教育に対する評価などに関する調査を行い報告書にまとめた。今回調査からは、授業評価や学生の能力判定の妥当性・有効性の点検評価以外に、(1)本調査によって初めて日本語担当教員が国費留学生の存在を知った大学がある、(2)昨年度から開始した事前送付のアンケートによって大勢の留学生の中から国費学部留学生というカテゴリーを指導教員に意識してもらったきっかけになった、(3)本センターが他大学に協力依頼している「大学進学説明会」等の事業の存在が留学生教育の「現場」まで伝わっていない場合があり、そのような事業があるならば積極的に参加したいという予想以上に積極的な姿勢が進学先大学にある、などの実状が明らかになった。（3月）。

国費留学生予備教育プログラムならびに日本語日本文化教育の内容と方法の質の向上を目指し、第1回日本語日本文化教育センター教育研修会〔FD研修会〕を開催した（9月）。本センターの授業担当教員及び国際課職員合わせて60名が参加し（専任教員参加率89.5%、非常勤講師も含む全教員参加率43%）、参加者アンケートにより有益な研修との回答を得た（92.3%）。研修会の内容は、本センターが発行する『授業研究』及び『平成17年度大阪外国語大学FD研修報告書』に発表して、内外関係者の利用参考に供した（3月）。

日本語日本文化教育センターにおいて開発・発行した教材の内、CJL教材叢書第Iシリーズ教材を中心に頒布準備のための検討を行った。叢書第Iシリーズの教材50点は、学内使用という限定的な環境下で開発された教材であるため、国内外の関係機関から寄せられる公開・市販への期待・要望に応じて頒布を行うには、著作権など種々の問題が考えられ、平成17年度は問題の整理と対処行程を検討するため教材データを整理し、個々に内容を検討した上で著作権譲渡手続きに着手した（7月）。

平成17年度は、数学・物理・化学など非日本語科目のプレースメントテストの試行、予備教育学習項目に関する基礎調査の企画などの活動に加えて、カリキュラム検討のためのプロジェクト基礎調査として、(1)12月定期試験の改善のために模擬試験を実施して結果について分析を施し、(2)学部留学生進学先大学調査を実施した（1月）。さらに、平成17年度の学部留学生プログラムにおいて、(3)日本史・政経・物理・化学などの専門科目の現地見学を実施、(4)1月からの学部移行期に物理・化学実験を導入、(5)日本人学生との共学事業などを行い、結果をそれぞれに考察した（3月）。

プロジェクトチームにおいてこれら(1)から(5)についての総合的な分析を進める一方で、学部留学生予備教育カリキュラム作成の第一段階としてカリキュラムの枠組みに関する試案作成を行った（3月）。

平成17年度は、(ア)平成16年度開催の日欧国際シンポジウムで行われた海外及び国内における日本語日本文化教育・研究に関する討議を踏まえ、学位取得を目的としない私費留学生用日本語日本文化教育特別プログラムを開発し、カリキュラム案を策定した（9月）。また、(イ)日本語日本文化教育センターの教育活動について、年度ごとに設定した教育分野を対象に外部評価を実施し、その結果を公表することによって、国内外の関係諸機関・団体に情報の提供を行うとともに、日本国内で日本語日本文化教育等の受けようとする者の選択に資することとした（12月）。

日本語・日本文化研修留学生を対象に授業効果アンケートを各セメスター終了時に実施し（9月・3月）、80%以上の肯定的評価を得た（春学期96.3%、秋学期90.2%）（3月）。

日本語日本文化教育センターにおいて平成16年度に開発した「CJLC日本語能力証明書」を作成・発行するとともに、教育推進室語学教育ワーキンググループが主催する言語教育ワークショップ（シリーズ第2回）にて、日本語到達度評価基準及び日本語能力証明書に関する調査研究取組について発表を行い、報告書に内容をまとめて情報共有を図ることにより、学士課程への到達度評価導入などの教育改善に対する協力を行った（3月）。

平成16年度に実施した一般資料の拡充と冊子作成を踏まえ、平成17年度はマルチメディア日本文学資料データベースプロジェクト計画を発展的に進め、不足資料の拡充とデータベースの利用促進を図った。利用促進に係る具体的な取組として、(1)「日本文学概論」「日本の伝統芸能」「日本古典文学研究」「専門演習：日本語日本文化研究指導」授業での利用指導、(2)現地見学レポート作成での利用

指導、(3) 資料管理・利用環境の整備への着手などがあり、データベースへのアクセス件数の増加や資料利用状況などによって効果を確認した(12月)。

日本語日本文化教育研究ネットワークを有する日研究生教育拠点校の1つとして、他大学日研究生プログラムや学士課程との教育連携・学生交流の促進を図り、日本語日本文化教育開発に取り組んだ。ニーズに則した日研究生教育の充実のみならず、国費日研究生教育による社会貢献や可能性拡大に資する教育の試みは、ネットワークで結ばれる国内外の関係大学との相互協力により実現されている。

(ア) 平成16年度秋に開設した研究コース「自主研究トラック」に対する学生評価及び日欧国際シンポジウムで得られた海外日本研究関連学科のニーズなどから、新コースの妥当性について検討を重ね、結果を『平成19年度国費日本語日本文化研修留学生コースガイド』にまとめた(9月)。

(イ) 本学外国語学部学士課程カリキュラムと日研究生カリキュラムで合同開設する課題探求型のワールド・演習授業「異文化理解演習」について、日本語日本文化教育センターにおいて平成14年度以来の実績実績から成果と課題を整理して、改善計画に取りまとめた(12月)。

(ウ) 金沢大学と協力してSCSを用いた合同研究発表会の開催(8月)、地域リソースと日本人学生との交流を活用した合同研修事業を実施した(2月)。

平成16年度に着手した電子教材プロジェクトについて、平成17年度は、事務業務の効率化ならびに教育環境のIT化に積極的に取り組み、(1) 日本語日本文化教育センターにおける学務事務業務の電子化計画を立案し(4月)、(2) 教育研修会において電子化に伴う個人情報保護の観点からの留意事項の徹底を図り(9月)、(3) 授業担当講師に対する事務連絡での電子メール利用及びホームページを利用したシラバス作成・公開を行った(3月)。

日本語・日本文化研修留学生の原籍大学上位3校(ソフィア大学、ヤギェウオ大学、極東国立総合大学)に教員を派遣、(1) 日本語日本文化教育に関するカリキュラム、(2) 日本語学習到達度目標・評価基準、(3) 日研究生プログラムへの応募状況、(4) 大学としての日本留学の位置づけ、(5) 留学先としての本学日本語日本文化教育センターへ教育的評価等について現地調査を実施、ニーズを分析し報告書を作成した。

平成16年度において、(ア) プロジェクトチームを立ち上げ、法人化以前の日研究生教育の意義や成果を検証するための方策の1つとして「日本語日本文化研修留学生プログラム修了生調査(教育成果調査)事業」計画を策定し、(イ) 日修了生名簿の作成を行い、(ウ) 日本語・日本文化研修留学生原籍大学における教育ニーズ調査の機会を利用して、修了生調査の本調査実施のための基礎的データ収集を目的とした予備調査を実施した。

平成17年度は、平成16年度開催の日欧国際シンポジウムで行われた海外及び国内における日本語日本文化教育・研究に関する討議を踏まえ、学位取得を目的としない私費留学生用日本語日本文化教育特別プログラムを開発し、カリキュラム案を策定した(9月)。

また、平成16年度において「次年度以降の継続課題」とした「委託留学生プログラムに関する情報を発信するための関連規程の整備」については、国外諸機関からの教育委託に基づいた学生受け入れが可能となるよう、日本語日本文化教育センターの教育に係わる規程を改正した(4月)。なお、平成17年度末に海外政府機関から検討要請のあった日本語教員養成ツイニング・プログラム開設について、相手側担当者を招き、意見交換を行った(3月)。

(3) 教育の実施体制等に関する実施状況

学務情報システムの導入に係る平成16年度からの3か年計画に基づき、履修登録の方法の変更について、次のとおり学生へ周知した。

- (1) 学内掲示
- (2) デモンストレーション
- (3) 利用説明会
- (4) 履修案内への掲載
- (5) オリエンテーション期間中の利用説明会開催

(6) 利用案内配布

パソコンを使った履修登録の実行にあたり、一定の範囲の学生に学外からのアクセスを許可し、コンピュータ室の混雑を緩和するとともに、コンピュータ室に大学院学生を配置して、使用説明にあたるなど、運用上の工夫を行った（6月）。

今後、カリキュラム概要や利用案内をWEBページに掲載するなどして、カリキュラムや学務情報システムの一層の周知に努めることとした。

TA制度の活用の実態を調査したところ、大人数の講義に優先的に配置され適正であること、配置時期も受講者決定後速やかに行われていること等、とくに問題点はないことが明らかになった。敢えて問題点として挙げるならば、予算的事情により希望するすべての教員の授業にTAを配置できないことである（12月）。

全専攻語（25言語）を対象に、「CEF：言語共通運用能力評価基準（欧州協議会作成）」を参考にした語学教育授業目標・内容・評価記述のための説明会を実施し、従来の知識伝授型から異文化行動能力育成を中心とした教育内容への変更の必要、また、それを実現するための教材・教育方法を含めたプログラム立案の必要性の認識を全学に周知徹底した（7月）。全専攻語（25言語）の前期課程専攻語教育について、各年次における到達度目標、そのための授業内容、教育方法、教材に関する記述作業を終了し（9月）、4年間全体の到達度目標の設定（専攻語・副専攻語ごとの）、各年次への段階的目標配分、授業・人員配置、という体系的語学教育プログラム立案に向け作業を進めている。

平成16年度のFD研修報告書の検討を踏まえ、外部招聘講師の人選を行い、昨年度に引き続きFD研修会テーマの焦点を「教育システムの改善」に絞るなど、平成17年度の研修計画を立案し（7月）、FD研修会を実施した（9月）。

午前のプログラムは外部講師による基調講演、午後のプログラムは教育システムの具体的改善案として昨年度より提議されている Semester 制の問題に特化して議論した。また、午後のプログラムの最後には、学内の語学教育の向上と改善に関連して平成17年度前半に実施された海外調査（ヨーロッパにおける外国語教育）の中間報告を行った（9月）。FD研修会参加者のアンケート結果も含め、実施報告ならびに反省点、問題点、今後の展望などは「平成17年度 大阪外国語大学FD研修報告書」として取りまとめ、次年度の資料となるようにした（3月）。

平成16年度に着手した Semester 制導入に伴う問題点の分析を行うため、各専攻・専攻語の代表に対して Semester 制導入に伴う問題点に関するアンケートを実施し（6月）、集計結果を大学のFD研修会やワーキンググループにおいて検討した。検討結果を踏まえて、原則として専攻語実習科目、副専攻語実習科目および卒業論文を除く全科目を半期開講科目に切り替えることや、週2回開講の半期科目を限定的に試験導入することなどの提言を含む報告書を取りまとめた（9月）。平成19年度からの実施のために、平成18年度末までの Semester 制整備の計画案を作成した（12月）。

大阪大学との単位互換制度の改善点として昨年度明らかとなった両大学間の移動に伴う物理的条件の改善については、多様な科目の受講を希望する学生個人々に合わせて個別に移動手段を保障するようなことは現実問題としてはあり得ないことであり、学生個人々の意欲・努力によって単位互換制度を維持すること、学生個人々がそのハンデを乗り越えても受講するような魅力ある授業が行わなければならないとの結論に至った。

一方で、平成18年度から、大阪府下国公立のほとんどの大学が参加する「大学コンソーシアム大阪」において単位互換制度が開始されることになった。この制度によって私立大学との単位互換も飛躍的に拡大することが期待できるので、本学としてこの制度に積極的に参加することにした（12月）。

平成16年度に明らかになった受入・派遣の制度上の問題を解消する具体的な改善策として、受入に関しては(1) 留学情報提供の機会拡充（海外連絡事務所の開設）、(2) 海外からの入学検定料等の納入方法の改善（クレジットカード決済方式の導入）、また、派遣に関しては(3) 留学・復学を容易にする Semester 制への早期移行（平成19年度に移行予定）、(4) 休学留学への制度的対応（学生交流覚書に基づく海外派遣者に対する在籍留学の原則的適用）、(5) 単位認定の促進（単位認定を一元化するための国際交流室短期留学部門の新設）、の5項目を掲げ、その実現に努めた（3月）。

これまで不明確であった受入・派遣窓口の業務を整理・分類して、(1) 学生交流覚書の更新等に関わる連絡調整業務、(2) 学生交流覚書締結校の教育情報の提供、(3) 受入留学生への生活指導に関わる業務(チュータの選定を含む)、(4) 学生派遣に関わる業務、(5) 異文化理解演習への協力、の5項目を職掌として明文化した(3月)。

利便性の高い留学情報専用ホームページを開設するため、「国際交流」欄の(1)「短期留学推進制度による派遣について、(2) 留学単位認定手続き、並びに「国際課」欄の(1) 短期留学推進制度、(2) 学生の派遣スケジュール、(3) 派遣大学情報、(4) 留学生の受入れなど、本学ホームページ上で分散していた留学情報を「国際交流」欄に統合した(3月)。

短期留学推進制度に基づく特別プログラムについて、(1) 短期留学生の専門に配慮した科目の設定(A. 国際政治: 東アジア・東南アジア・アジア太平洋の政治に関係する科目、B. 国際経済: 東アジア・東南アジア・アジア太平洋の経済に関係する科目、C. 国際理解: 異文化コミュニケーション論、異文化理解に関係する科目、D. 言語教育に関する科目: 外国語教授法) 及び(2) 体験型授業の開設を骨子とする教育改善案を策定、部分的に平成18年度カリキュラムに、国際政治や外国語教授法等の授業等を組み入れた(3月)。

受入れ短期留学生が平成16年度の20名から37名に急増したため、それに対応できるよう教科書35点、ワークブック35点、英文参考図書31点を購入し、貸出用教材・参考図書の拡充を図った(3月)。

学生交流覚書に基づく短期派遣留学を希望する学生に対して、第1回目の説明会(参加者43名)を平成17年11月2日に、第2回説明会(参加者55名)を11月10日に開催した。

図書館利用アンケートで要望の多かった事項を中心に、以下のとおり現有施設の有効活用、整備を行い、閲覧席及び書庫狭隘の緩和と学生のニーズに即した情報機能及び学習支援機能の強化を図った(9月-11月)。

- (1) 2階閲覧室の情報検索用パソコン8台、プリンター3台を更新するとともに、既存品の再配置により平成10年度以前の古いパソコンを入れ替え
- (2) 3階閲覧室検索用パソコンを、既存品の再配置により2台を6台に増設
- (3) 3階閲覧室に持込みノートパソコンが使える専用席6席を設置
- (4) 閉架書庫利用者のため、手荷物用ロッカーを設置
- (5) 3階旧ビデオライブラリーと3VR教室を閲覧室(48席)に改修、閲覧机と椅子を新たに設置
- (6) 4階旧テープライブラリーを臨時書庫に改修
- (7) 5階教材作成室等をグループ学習室2室、自習室2室(23席、持込みノートパソコンが使える座席15席)に改修
- (8) 1階自習室の増設と2階ブラウジングルームのソファを更新

新聞、雑誌の収書方法について見直しを行い、現購入雑誌(23誌)の購入打ち切り、専攻語からの要望に基づく新たな購入誌(9誌)の選定を行った。

このほか、共同利用に相応しい学術雑誌の選定基準として「各専門分野における基本的な学術雑誌」をはじめとした5項目を作成するとともに、学生用の基本図書の充実を図るため、新刊和書を重点に行ってきた収書方法を見直し、教員推薦による収書を試行的に実施することとした。なお、教員推薦による収書と関連して、共同利用に相応しい雑誌・新聞についても、各教員の意見を求めることとした(7月・9月)。

また、閲覧室内に本学教員の著作物コーナーを設け、学内研究成果物として展示し、附属図書館のホームページ上でも紹介している(5月)。

さらに、本学貴重図書の中から選定した資料を中心とした特別展「シルクロードの文化の旅」を企画し、10月3日から15日にかけて開催した(10月)。

情報リテラシー教育実施プランに基づき、新入生オリエンテーション、新入生向け図書館ガイダンス、大学院学生向け及び学部3-4年次生向け書庫内資料検索ガイダンス、電子ジャーナル講習会を実施

し、必要に応じて活用ガイドを作成、配布した（４－７月）。

附属図書館ホームページについては、検索を容易にし利用者の利便性を高めるため、メニュー階層の再構築やトップページのカテゴリー項目の見直しを行った。また、附属図書館報「Library Information」のWEB化、FAQ「よくある質問：教えて！きくみくん」の設置のほか、図書館活動の情報発信にも重点を置いて改善を行った。

地元の箕面市及び周辺の豊中市の市立図書館と連携の可能性を探るべく検討を行い、その一環として両市立図書館と連携し両市の市民向けに９月２６日から１０月１日にかけてオープンライブラリーを実施し、市立図書館を通じて申込みのあった市民を対象に、図書館の施設見学及びその利用方法について説明を行った。期間中６９名の参加があり、アンケートの結果（回答数５４人）、回答者の９６％から肯定的な評価を得た（１０月）。

また、附属図書館職員８名が箕面市立図書館（中央図書館）を見学し、それぞれの図書館の現状と課題について、同図書館職員と勉強会を開催した（９月）。

これらの取組を踏まえて、１１月に調印された箕面市と本学の連携協力に関する協定書に基づき、箕面市立図書館と協議を進め、相互協力の覚書を交わした（１月）。これにより、平成１８年２月から、本学学生及び教職員等がインターネット予約した箕面市立図書館（中央図書館・東図書館）の本を、本学附属図書館で受取り・返却ができるようになった。

個人用ブースの液晶モニター、ヘッドホンアンプ、ヘッドホン及びAVセレクターの更新を行った（５月）。

当初の更新計画では、ネットワーク基盤システムの賃貸期間の終了する平成１８年末に次期システムを導入する予定であったが、機器の格段の進歩等に鑑み、マルチメディア教育システムと統合し、有機的に運用を図ることにより、より効率的・経済的な調達が可能となるため、２つのシステムを統合して調達することとし、導入時期をマルチメディア教育システムの賃貸終了期限である平成１８年度末とすることとした。併せて、平成１８年３月の大阪大学との「大学統合推進合意書」の締結により、統合が実現した場合のシステム統合を円滑にするため、次期システム案（仕様）の策定を延長し、現状でできる限りの対応を盛り込むこととした（３月）。

（４）学生への支援に関する実施状況

全学生・教職員を対象に、生協に関するアンケート調査を実施（回答数５１４）するとともに（４月－５月）、「福利厚生に関する学生との懇談会」を開き（４月、５月）、以上の調査結果から、福利厚生事業に関するビジョン素案を作成し（６月）、「大阪外国語大学における福利厚生事業に関するビジョン」として最終案をとりまとめた（１２月）。「ビジョン」にも盛り込んだ学内アメニティー・ゾーン拡充のため、テーブル・椅子を購入して、A棟A211、A212の２教室を学生談話室に開放する準備を行った（３月）。２教室の学生談話室使用は、平成１８年度第２期より実施する。

規程面の点検により、従来から懸案事項となっていた「大阪外国語大学水泳プール使用内規」を制定し（４月）、学生と協議の上、学生行事の円滑な実施を目的として立案した「夏祭りガイドライン」と「間谷祭ガイドライン」を盛り込んで、「課外活動に関する報告書」を作成した（１２月）。設備面では東外戦に備え、テニスコート人工芝の部分的張替、体育館照明灯の交換、体育館とサークル棟屋上防水工事などを行い（８月、９月）、体育会からの要請に基づき、体育館ウエイト施設の整備を決定した（３月）。

「平成１７年度FD・学生指導担当者合同研修会」を開き、午前の部で全体講演を、午後の部で「平成１７年度学生指導担当者研究会」を実施した。学生指導に携わる関係部局教職員が参加する「学生指導担当者研究会」では、今年度は大きく(1)学生自身による啓発について、(2)就職支援について、(3)福利厚生について、の３議題を取り上げ、報告者からの報告の後、意見交換と検討を行い（９月）、報告書にまとめた（３月）。

「平成１７年度学生指導担当者研究会」では、(1)学内外における交通対策問題、(2)学生による迷惑行為あるいは行動に対する対策、(3)メンタルヘルス、アカデミック・アドバイザー制、(4)オフィ

スアワーの実施状況等、(5) 奨学金、授業料免除、福利厚生施設（寮・食堂・購買）、などの諸点に関して、改善策実施後の現状を報告し、検討を加えた（9月）。

学生生活室学生相談部門カウンセラーを講演者に迎え、「メンタルヘルス ― 心の危機管理」と題して、平成17年度第1期で延期されていた学生生活室学生相談部門主催第1回講演会を開催し（10月、参加者約25名）、精神科医を講演者に迎え、「こころの病と精神分析について」と題して、第2回講演会を開催した（12月、参加者約30名）。

「外大生のための海外渡航マニュアル」（平成13年）の見直しを行い、海外渡航時に巻き込まれやすいトラブル等を国別に整理し、注意喚起を促すハンドブックとして、「大阪外国語大学 海外渡航マニュアル」を作成した。新版海外渡航マニュアルは、新入生研修の際に配布し、在学生については、海外渡航届提出時に窓口配布することとした（3月）。

アカデミック・アドバイザー制については、外国語学部教員に「アカデミック・アドバイザーの学生生活に係る支援内容」（学生生活室）を配付して、アカデミック・アドバイザーの職務内容を概括的に再確認し（4月）、平成18年度に向けて、積極的な履修登録指導をアカデミック・アドバイザーに要請する可能性を検討中である。オフィスアワー制については、外国語学部全教員に可能な範囲でのオフィスアワー時間帯の追加設定を依頼し、第2期に追加実施を行った（1月）。

オフィスアワー制とアカデミック・アドバイザー制は徐々に本学に浸透し始め、順調に機能しつつある制度である。平成16年度実施の調査結果を踏まえ、アカデミック・アドバイザーの職務内容を概括的に再確認し、オフィスアワーの追加設定を依頼するなど、平成17年度に改善策を実施したが、時日をおいてさらに総合的で抜本的な見直しを期すため、次年度以降も点検を継続する。

平成16年度に引き続き、専攻語実習科目担当教員（非常勤講師を含め222名）を対象として、1・2年次生対象の専攻語実習における学部学生欠席状況調査を行った（11月）。今年度は外国人教員のために英語版欠席状況調査書も作成して実施し、72%の教員より回答を得、調査結果を「2005外国語大学学生相談室年報」に掲載して、全教員に配布した（3月）。

NPOアカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク代表理事を講師に迎え、本学構成員を対象に「アカデミック・ハラスメントのない大学づくりのために」と題し、映像等を交えながら、アカデミック・ハラスメントの事例、実態の紹介、分析及び防止対策等を内容とした講演会を実施した。参加人数は約50名であった（6月）。

また、当日参加できなかった学内構成員向けに、講演の内容をホームページ（学内限定）に掲載し、周知を図った。

過去の進学資料の整備を、(1) 進学資料をデータベース化する具体的方法、(2) 進学データベースの利用と管理の方法、(3) 基礎データの入力、の3点から行なうことにした。すでに基礎データの収集が完了し、データベース化の方法が確定しており、データベースの利用管理方法を関係部局と検討した上で明確化した後、具体的なデータ入力を開始する予定である。

キャリア開発関連の授業に関して、「就職・進路のためのキャリア開発論Ⅰ」では、平成16年度の担当教員は1名であったところ、平成17年度はゲストの手配を6名の教員で行い、2名の教員が授業（ゲストの紹介などを含む）を担当するなど、担当教員を増員したことにより、ゲストスピーカーの手配の範囲が広がった。また「就職・進路のためのキャリア開発論Ⅲ」（平成18年度開講予定）の担当教員1名を決定したほか、3名の教員がインターンシップのワーキンググループのメンバーとして授業に協力する体制を構築し、「就職・進路のためのキャリア開発論Ⅲ」の開講を実現したことにより、次年度のキャリア関連科目がより充実することとなった（3月）。

従来、企業等が公募するインターンシップに個人で応募する学生は散見されたが、大学の主導により、インターンシップを単位化する体制を検討し、「就職・進路のためのキャリア開発論Ⅲ（インターンシップ）」として、授業担当者を決定し、平成18年度より開講することとした。ワーキンググループにおいて受入れ企業・団体の有無と研修内容を検討し、エントリーシートによる学生の志望動機などの書面審査及び面接等を行い、学外の企業・団体での研修に耐え得る意欲と資質を持つ学生を選抜し、履修者を決定するとともに、履修者全員の受入れ先を確保した。

平成17年度においては4月20日の大阪府公立学校教員採用試験説明から2月中旬から下旬にかけての学内企業説明会まで計20件のガイダンスや講演会を実施した。また、教員・事務職員を対象として学生の就職問題に関する意識向上のための講演会「大学間競争時代を生き抜くためのキャリアプランニング～採用環境の変化と国立大学法人の就職支援～」(参加者35名)を実施した(7月)。本講演会は、国立大学法人化後を視野に入れたより現状に即した内容であり、その成果を教職員向けに講演録としてまとめ、配布した(3月)。

4室協議の場を設定し、来年度に向けて進路問題に関する相談体制を確立すべく、今後とも協議を続けていくことを確認した(3月)。

平成16年度において「次年度以降の継続課題」とした「受入留学生在が直面する学内外の生活上の問題点を的確に把握するための調査」について、平成16年8月に実施した調査を補充するとともに、受入留学生の生活上の問題点を重点的に把握するため、『留学生の学生生活』に関するアンケート(6月)と聞き取り調査(11月)を実施し、留学生93名(国費留学生9名、私費留学生84名)から回答を得た。平成16年度調査結果と平成17年度調査結果を総合し、(1)学寮への入寮定員の増員、(2)奨学金や授業料免除に対する留学生の不公平感の解消、(3)留学生の相談体制の充実、を骨子とする受入留学生の生活支援策を立案した(12月)。

従来より学寮に男子留学生用10部屋、女子留学生用30部屋を確保してきたが、平成17年度第2期、受入短期留学生在が16名増加したため、国際交流室の要請も受け、受入留学生支援策の一環として、学寮に男子留学生用16部屋を確保することとした(8月)。

寮祭や退寮時の居室点検に際し、居住者から学寮の問題点に関する聞き取り調査を継続実施するとともに、入居者1人当たり使用電力量アップを目的とした学寮改修案を立案し(10月)、寮生対象の学寮現状説明会を開催した(11月)。以上を踏まえ、長期的な学寮改善策を「大阪外国語大学における福利厚生事業に関するビジョン」に盛り込み(12月)、使用電気容量改善のための当面の対策を「平成18年度入寮者の募集人数及び選考方針」にまとめた(12月)。

平成18年度入寮募集・選考を行うにあたり、学寮・国際学生宿舎の効率的運用を図るとともに、安全面での管理責任を果たし、実施可能な居住環境の改善を目指すため、「平成18年度入寮者の募集人数及び選考方針」に基づき、学寮の使用電気容量改善のための当面の対策として、平成18年10月以降の半年間、入寮者数を半減させることによって入居者1人当たり使用電力容量をアップさせる方策をとることとした(12月)。

2. 研究に関する実施状況

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する実施状況

日本学術振興会からの講師派遣は2年続けて同一大学へは行われないため、元科学研究費補助金審査委員の本学教員を講師として科学研究費獲得に向けた説明会を開催し、講演会実施の定例化を図った(7月)。また、平成17年度の科学研究費申請率は、対前年度比20%増を達成し、研究代表者および研究分担者として、本学教員98名が申請プロジェクトに参画した(12月)。

全教員に対し研究計画及び研究の進捗状況報告書の提出を求め、平成16年度研究計画に対する進捗状況を調査し、これを取りまとめてホームページで公表した(6月)。

研究計画及び特別研究費は、平成16年度と平成17年度の進捗状況について、また科学研究費については、平成15年度と平成16年度の申請状況を取りまとめ、さらに全教職員に対し科学研究費申請に関するアンケートを実施し、学内の申請状況の実態把握とその課題について取りまとめた(9月)。

平成16年度に引き続き、全教員に対し前年度の研究報告及び今年度の研究計画の提出を求め(5月)、ホームページに掲載した(7月)。また、研究業績の公開に関し、平成16年度に取りまとめた教員の研究目標、計画、業績などの公表制度に関する1次案の検証の結果、研究のキーワード及び外部資金獲得のための共同研究可能な分野の記載については、科学研究費補助金申請における研究分野を参考とすることが望ましいこと、また本学における教員の研究業績の公表については、従来の教員総覧を活かしつつ、この改訂が緊要との最終案を策定した。この条件を付した参考資料を教員に配付して、教員

総覧の更新を依頼した（12月）。

7月に実施した科学研究費補助金申請についてのアンケート結果に基づき、研究推進室の下に研究企画部門拡大会議を編成し、本学における重点的共同研究として、「2020年におけるアジアの姿」「着衣する身体が描く新たな宇宙」「他言語機能処理を目指すエンコーディング方式の研究とアジア系言語資源の構築」「第二言語としてのイタリア語学習における障壁を解体するための新教授法の構築」などを立案し、これらを次年度科学研究費の大型プロジェクトとして推進した（9月）。

本学における学外組織との連携事業等の現状把握、従前から実施している連携事業等の継続・改善、新たな連携事業の開拓の可能性などをまとめた「本学における産学官連携事業について」を作成した（4月）。

この基本方針に基づき、特別研究費Ⅱを配分した「学術的観光コンテンツの開発に関する研究」プロジェクトを、JTB（株式会社ジェイコム）との連携によるJTBカルチャーサロン「大阪外国語大学講座」として新たに事業化し、平成18年度から大阪・梅田にて開講することとした（2月）。

前年度の教員の研究計画における共同研究プロジェクトを推進させつつ、全国規模で地域研究を推進する地域研究コンソーシアムのアンブレラ・プロジェクトとして本学教員が参画する「中国文化フォーラム」に対し、戦略的プロジェクトを推進するための特別研究費Ⅱを配分し、国際シンポジウム開催を支援した（4月）。

公開講座「高等学校中国語担当教員講座」（8月12日～16日開催、参加者32名）、「女性の自己表現～世界の女性の日常から学ぶ～」（8月30、9月13日、20日、27日の計4回開催、参加者6名）を立案し、実施した（8・9月）。

平成16年度に設定した「大阪外国語大学研究成果公開ポリシー」に基づき、平成17年度特別研究費Ⅰに出版助成枠を設け、査読の結果、本学教員の3件の研究成果に対し出版助成金の配分を決定するとともに、助成金による出版事業に関する契約事項をまとめ、出版社との具体的な交渉を開始した（10月）。

記載内容の再検討を行った結果、可能な共同研究分野など教員総覧の項目を追加するにはかなりの費用が必要となることが判明したため、当面の対応策として、教員総覧のページに「本学教員の研究計画及び研究成果報告一覧」のページへのリンクを貼り、利用者の便宜を図ることとした（7月）。

国立情報学研究所が行う学術雑誌公開支援事業への参加のため、「大阪外国語大学論集」原稿寄稿要領を改訂し（6月）、執筆者が保有する著作権のうち、複製権及び公衆送信権の行使を大学に委託させ、同研究所に電子化用資料を提供した（11月）。

（2）研究実施体制等の整備に関する実施状況

大型プロジェクトの推進チームとして、研究企画部門拡大会議を発足させ、科学研究費の大型プロジェクト推進に関し協議を行い（9月）、「2020年におけるアジアの姿」「着衣する身体が描く新たな宇宙」の2件の共同プロジェクトを科学研究費の大型プロジェクトとして申請した（11月）。

地域研究コンソーシアムとの協議により、連携事業として、本学で教授しているハンガリー語、カタルニア語、ウルドゥー語の三言語を用いた若手研究者育成プログラムを立案し、実施した（8月）。本プログラムは、地域研究コンソーシアムとの協議により、次年度も「地域研究コンソーシアム・次世代支援プログラム地域言語ワークショップ」というテーマで開催予定であり、取り扱う言語もニーズに応じて増やす予定である。

また、同コンソーシアムとの連携により、ラテンアメリカに関する次世代ワークショップを立案し、開催した（12月）。

平成16年度から導入した競争的原理に基づく学内研究資金である特別研究費Ⅰ・Ⅱの配分枠を再検討するため、平成17年4月に前年度のプロジェクトの報告会を、また平成18年2月には中間報告会を実施した。これらの報告会での評価に基づき検討の結果、研究活動の更なる活性化を図るため、特別研究費の予算枠において平成18年度より内地研究員制度を導入することとした（3月）。

平成16年度に報告した提言「学内研究設備の効率的利用に向けて」において、設備のリスト及び共

同利用に向けた提供方針をまとめ、従来個人研究室に配置されていた研究備品のうち、共同利用可能な物品を総務課が一括して管理し、教員が共用できる体制を整備するなど、学内研究設備の共同利用を開始した（４月）。

平成１６年度の総合研究棟内共用スペースの利用状況は、研究プロジェクト室として４室を整備し、うち３室を５件の研究プロジェクトが利用していたところであるが、平成１７年度は、同スペースの更なる有効利用に努め、５室を８件の研究プロジェクトが利用している（１０月）。

平成１６年度の提言に基づき、特別研究費Ⅱを配分した共同研究プロジェクトのうち、「トラウマ的記憶の社会史に関する地域間研究」でリサーチ・アシスタントなどを積極的に参画させた（６月）。また、学内研究推進プロジェクトの一環として、研究助成金や学内外のプロジェクト研究などの研究情報収集に関わるデータベース作成に大学院生を協力者として参加させ、WEBサイト（学内限定）にて公開した（３月）。

3. その他の目標に関する実施状況

(1) 社会との連携、国際交流に関する実施状況

平成１６年度に引き続き、本学と連携関係にある松下電器産業(株)先端技術研究所にアンケート方式による意見聴取を実施し、今後の連携の在り方を検討した。また、特別研究費Ⅱの助成による「学術的観光コンテンツの開発に関する研究」プロジェクトを、JTBとの連携事業として新たに推進することとした（１２月）。

地域研究コンソーシアムのアンブレラ・プロジェクトとして本学教員が参画する「中国文化フォーラム」に対し、戦略的プロジェクトを推進するための特別研究費Ⅱを配分し、国際シンポジウム開催を支援するとともに（４月）、大学院言語社会研究が地域研究コンソーシアムの次世代支援プログラムとして主催する「地域言語ワークショップ」をコーディネートした（８月）。

地域社会との連携・協力を推進するため、大阪府箕面市と個別の協定締結に向けた協議を行い、まちづくり分野における地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする包括的な連携協力に関する協定書を締結し、平成１８年度以降はこの協定に基づき連携事業を推進していくこととした（１１月）。

ヒューマンリソース・センター設立の検討ワーキンググループを設置し（７月）、平成１７年度から開始した大阪府、財団法人大阪府国際交流財団（OFIX）との連携による受託研究の研修実施を踏まえて、人材登録制度に関する報告書を作成した（３月）。

保健医療通訳に関するワーキンググループを設置し（７月）、会議場実験、認証試験導入の試みなどに基づく報告書を作成した（３月）。

地球大学の再検討を行い、コンセプト、地域への貢献、運営組織と全学的サポート、財政、学生参加及び改善のための提言からなる再検討報告書を取りまとめた（２月）。

従来から実施している人材養成講座のうち、平成１７年度から開始した大阪府との受託研究事業で実施する研修科目の内容（分野別事例研究＜観光、保健医療、福祉・災害、学校支援等＞）とも関連する講座として、人材養成講座の保健医療分野において「保健医療ボランティア育成講座」（３月２７日開催、参加者１０名）を選定し、継続実施した。

複数言語の語学研修、認証制度に関する調査研究として、平成１７年度から開始した大阪府、財団法人大阪府国際交流財団（OFIX）との連携事業、受託研究「外国人サポーター１，０００人育成プロジェクト」（３ヶ年計画）において、通訳ボランティアとして活動している府民等を対象に研修を実施し、語学研修、認証制度、人材登録制度調査研究報告として取りまとめた（３月）。

平成１７年度は、大阪府立千里高等学校、雲雀ヶ丘学園の２校と新たに連携協定を締結し、協定締結高等学校の生徒に本学の５時限目、６時限目に開講している全ての授業の公開を行った。これで協定締結校は６校、受講者数も９１名となり（平成１６年度は４校、６２名）、地域の高等学校との連携に努めている（７月）。

平成１６年度に選定した項目について、次の施策を実施した。

(1) 従来紙媒体のみで発行していた広報誌O U F Sを電子媒体によりホームページに掲載した（１

月)。

(2) 学内専用ホームページを設け、「外大通信第7号」を紙媒体から電子媒体に切り替えた(4月)。

(3) 部局へ広報に関する提案を行い、附属図書館報(Library Information)を電子化し、附属図書館のホームページに掲載した(3月)。

(4) 本学ホームページ上の各担当ページにおいて、よくある問合せに対してQ&Aのページを順次設けて対応した(3月)。

平成17年度において、広報可能なリソースを調査した結果、附属図書館におけるオープンライブラリーの開催情報(10月)、本学ウルドゥー語専攻が制作しているパキスタン北部地震関連情報(10月)及び日欧国際シンポジウム「これからの外国語教育の方向性」の開催に関する情報(1月)等を、ニュースとしてホームページを通じて発信し、広報活動の強化に努めた。

サテライト教室開設に関する平成16年度の検討結果を踏まえて、将来的なサテライト教室開設時に実施可能である講座として、平成16年度に重点項目として選定した人材養成講座のうち、保健医療通訳に関する講座「保健医療ボランティア育成講座」、観光分野で「ユネスコ世界遺産と巡礼路」(3月4日、3月11日、3月18日、3月30日開催、参加者平均70名)を実施した。

平成16年度に社会人学生の学習環境の整備について把握した課題のうち、まずは夜間における学習環境の重要課題として挙げられている教室の清掃と照明の改善、および通学を円滑化するための夜間バス増便などの計画を立案し(9月)、研究講義棟における照度改善について、中教室の蛍光灯を全光束の大きい蛍光灯への取り替えをA棟より順次行った(1月)。また、共用スペースの照度改善および阪急バスダイヤの改善についても、関係機関に働きかけを行った。

海外の大学・研究機関との連携拡充を図るため、新たに以下の12校と学術交流協定を締結し、18年度計画において設定された協定校数の最終目標値70を超える71となった(3月)。(前年度59校、20%増)

香港大学專業進修学院(中国)、華中師範大学(中国)、チュラロンコーン大学(タイ)、ランシット大学(タイ)、文化研究所(イラン)、シーラーズ大学(イラン)、メキシコ国立自治大学(メキシコ)、聖心女子大学(ペルー)、ジョージア州立大学人文学部(米国)、デュッセルドルフ大学人文学部(ドイツ)、バルセロナ自治大学(スペイン)、極東国立工科大学(ロシア)

また、併せて、年度内に以下の3大学・3研究機関との調印手続きを完了した。

パンジャブ大学(パキスタン)、国立民俗伝統遺産研究所(パキスタン)、文書財産研究センター(イラン)、イスラーム大百科事典編纂所(イラン)、カザフスタン民族大学(カザフスタン)、アレppo大学(シリア)

平成17年度は、新たに以下の7校と学生交流覚書を締結し、締結校数は39となった(3月)。(前年度32校、22%増)

北京語言大学、華中師範大学、チュラロンコーン大学(タイ)、メキシコ国立自治大学(メキシコ)、聖心女子大学(ペルー)、ジョージア州立大学人文学部(米国)、デュッセルドルフ大学人文学部(ドイツ)

国際教育連携モデル化事業として、海外フィールドワーク実習について学内公募を行い、フィリピン語専攻が計画する「フィリピン・セブおよびビコルにおけるフィールドワーク実習」を採択、経費助成を行った。調査は、本学協定校アテネオ・デ・マニラ大学の協力のもと、平成17年12月3日から12月11日までの9日間、学生参加の実習プログラムの試行と同時並行的に実施された。

国際教育連携モデル化事業として、短期語学研修について学内公募を行い、(1)中国語専攻の「華中師範大学・中国語表現能力養成プログラム」及び(2)組織横断的な教員グループが計画する「多言語環境におけるコミュニケーション・スキルの習得—香港大学專業進修学院における短期語学研修」の2件を採択し、経費助成を行った。調査は、(1)については平成17年8月6日から8月29日の24日間、(2)は9月4日から9月16日の13日間、それぞれ本学協定校の協力のもと、学生参加の実習プログラムの試行と同時並行的に実施された。

留学生会館1号館において外国人研究員用ゲストルームを確保すると同時に、国際学術交流助成金・

外国人研究者招へい助成事業の見直しを進め、教員を申請単位とする従来の制度に加え、招へい者を学術交流協定校所属の研究者に限定し、専攻語・講座等を申請単位として最大1ヶ月の滞在（ゲストルーム使用）を認める新たな枠組み案を策定、これに基づき、18年度募集要項を作成し、全教員に配布した（1月）。

諸外国からの留学生受入れを推進するため、平成17年度は日本学生支援機構がベトナムで開催した日本留学フェア（平成17年11月27日ホーチミン、同年11月30日ハノイ）に教員1名、事務職員1名を派遣、案内ブースを設置、宣伝活動を行った（11月）。また、平成17年9月15日から17日までヨーロッパ国際教育協会年次総会がポーランドで行われた際、大学間交流促進プログラムの一環として日本留学フェアが同時に開催されたため、教員1名、事務職員1名をポーランド（クラクフ）に派遣、年次総会参加の国際交流担当者を対象に宣伝活動を実施した（9月）。

法人化前のチューター制度では、文部科学省のガイドラインに従い、渡日1年目の留学生を中心にチューター配置がなされていたために、その業務は主に学習補助ではなく、生活指導となっていた。そこで、法人化以後、留学生教育の質的向上の観点から全面的な見直し作業に着手、平成17年度上半期において、指導目的を(1)日本語能力の向上、(2)基礎学力の向上、に限定した正規課程在籍留学生を中心とする制度（配置期間は学部学生は2年、大学院学生は1年）に改め試行した。また、下半期当初には、渡日1年目の大学院研究生や論文作成時期にあたる大学院学生の実情にも配慮し、上限数を定めた上で、必要と認められる場合はチューター配置を可能とする例外項目を付加、実施要項を確定した（10月）。なお、新制度の運用はすでに平成17年度下半期に開始している。

外国語学部が私費外国人留学生用カリキュラムとして提供する日本語実習科目について、(1)学生アンケート調査の実施、(2)教育目標の拡大：A)日本語に関する専門知識の補強 B)大学に必要なアカデミックジャパニーズの指導、(3)教師間の連絡の補強：オンライン上の連絡メイリングリストの設置、(4)各学年の教育内容に有機的な連携をもたせるためのカリキュラム、シラバスの再検討並びに学年開始時の担当者会議の開催、の4項目を骨子とする改善案として取りまとめた（12月）。

短期留学推進制度（派遣）を積極的に活用し、留学交流における教育的効果の一層の向上を図るため、制度利用の活性化策として、(1)学生交流覚書締結校に関する留学情報資料のCJLC図書室での開架、(2)学内留学説明会の定期開催、(3)単位互換制度等の管理運営を主務とする部門の新設、(4)国際連携教育モデル化事業の実施と継続、の4項目を定めた。すでに、(2)は実施済み、(3)については国際交流室に短期留学部門を新設するための規程案を作成、(4)は、当該事業を実施するとともに平成18年度予算に必要経費を組み込んだ（3月）。

国際協力機構はすでに、国際協力事業に関する枠組みを設定し、事業主体を公募・選定し実施しており、本学としては、まず現状の枠組みで事業受託が可能な分野を絞り込む必要があることから、海外事務所より協力要請のあった「草の根技術協力」（コミュニティ支援プロジェクト）について協議を進め、受託実現に必要な知識を蓄積することとした。また、国際協力機構東京本部への出張旅費など、国際協力プロジェクト受託推進経費を平成18年度予算に組み込むとともに、事業受託には会計処理等の組織的な対応が必要であることから、プロジェクトの受け皿として国際交流室に国際協力部門を新設することとし、規程案の作成を行った（3月）。

平成16年度に国際交流基金東京本部と協議を開始、「基金海外事務所インターンシップ事業」を「第二の留学形態」と捉え、積極的に参加・協力していくこととし、(1)実習に関する単位化・カリキュラムとしての位置付けを明確化すること、(2)大学院学生・学部学生双方が参加可能な形態を確立すること、(3)現地での宿舎確保については国際交流基金の協力を担保すること、の3点を骨子とする基本方針を確定、担当職員を東京に派遣し、実施に必要な覚書等の取り決めについて交渉を行った（3月）。

II. 業務運営の改善及び効率化

1. 運営体制の改善に関する実施状況

平成16年度に企画・広報室の下に「大学運営システムに関するワーキンググループ」を設置し（平成17年3月以降、19回開催）、次の「見直しの論点」について点検・整理・検討の上、「大学運営

システムに関する第1～3回中間報告」において提案事項をまとめた（10月）。

＜見直しの論点＞

- (1) 企画・広報室のスリム化
- (2) 企画・広報室の4部門体制の見直し
- (3) 教育推進室の体制強化
- (4) 他の8室について上記2室に続き検討
- (5) 学部・課程委員会選出委員と法人組織の室体制の関連
- (6) 各レベル委員選出方法等の点検
- (7) 見直し結果の答申・決定手続
- (8) 見直しの実施時期

本提案に基づき、(1) 企画・広報室の環境施設整部門を室として独立、(2) 教育推進室の所掌事項追加及び増員による部局委員会との連携強化、(3) 室員が関連部局委員会の構成員となることによる連携強化（入学試験室員2名を学部入学試験委員会委員とし、学生生活室員1名を学部学務委員会委員とする）、(4) 入学試験室、学生生活室、地域連携室、研究推進室、国際交流室の学部及びセンター教授会選出室員を新たに学長指名化、(5) 各室の下に置く部門・部会・ワーキンググループの性格の整理、(6) 各種会議の原則的な開催日時の設定等の見直しを行い、運営体制の効率化にとどまらず、学長のリーダーシップを高めるなど、年度計画を上回って実施した（3月）。

企画・広報室の下に「年度計画の策定に関するワーキンググループ」を設置し（10月）、中期計画完成年次までの流れに立った年度計画の策定、重点項目の設定、記述上の留意点等を示した「平成18年度計画の作成指針」及び「作成スケジュール」を策定した（11月）。

同グループが中心となって、各室・部局等との連絡調整を図り、平成18年度計画の取りまとめを行った。

平成16年度に企画・広報室の下に「大学運営システムに関するワーキンググループ」を設置し、役員会及び拡大役員会の運営方法や構成について検討し、「室長選任原則と拡大役員会の構成の再検討」、「各室間の連絡調整をさらに密にして連携する方策の検討」を指摘した後、以下の提案を取りまとめた（3月）。

＜提案事項＞

- (1) 拡大役員会の委員に「学長特任補佐」を委員として加える。
- (2) 学長特任補佐を追加任命し、数室の室長を担当させる。

本提案に基づき新たに学長特任補佐1名を任命し、拡大役員会の委員に加え、室長としていくつかの室を担当させる方針を決定した。これにより、学長のリーダーシップの下、各室間の連絡調整・連携を強化し、さらに戦略的な大学運営体制となった。

＜新たな学長特任補佐の担当室＞

・地域連携室、環境施設整備室

なお、役員会の運営方法等については、円滑に案件を処理しており、特に見直しが必要な事項はなかった。

通訳翻訳学専修コースを選択した外国人留学生が多いことから（同コース13名中6名）、効果的・機能的に教育を実施できるよう、非常勤講師1名を措置して日本語教育に係る授業科目（登録言語科目の日本語特別演習）を1科目増やし、体制を整備した（平成17年度に決定、準備。平成18年4月実施）。また、英語教員リカレントプログラムにおいては、中・北欧コース及びアメリカコースで、平成17年度から現役の中学校・高等学校の教員を受け入れ（8名）、教育方法の特例による夜間の授業等により、英語学、英米の文学・文化・社会に渡る教育研究を円滑に実施し、当該教員の学問研究及び柔軟で多元文化的な視座に立った教育の実践に役立てた。なお、長期履修制度（前期課程の履修年数を4年までとし、2年間の授業料を計画した履修年数で除した額を毎年納入）を適用した（8名中7名が申請し、適用）。

平成16年度に企画・広報室の下に「大学運営システムに関するWG」を設置し（平成17年3月以

降19回開催)、「見直しの論点(8項目)」について点検・整理・検討の上、点検結果を、「大学運営システムに関する第1～3回中間報告」及び「第19回大学運営システムに関するワーキンググループ会議 議事概要(大学運営システムに関する第4回報告に相当)」として取りまとめ、これに基づき運営システムの改善を行うなど、年度計画を上回って実施した(3月)。

平成16年度に引き続き、公募採択型のプロジェクト経費である特別研究費Ⅰ及び特別研究費Ⅱの予算枠を設定し、平成17年度当初予算として配分した(4月)。

従来の学長裁量経費という予算事項の名称を、予算の目的が一層明確になるよう平成17年度から「学長配分戦略的経費」に改め、引き続き重点的に予算投入可能な予算枠を設定し、当初予算として配分した(4月)。本予算は、学長のリーダーシップにより教育研究環境の改善等のために必要な入試システム改正経費、短期留学プログラム経費、博士前期課程院生用パソコン更新費などに配分されている。

平成16年度予算の執行状況に関する検証を深めるため、予算・決算の差異の原因、予算編成及び執行上の諸問題について、各室・部局から意見を取りまとめるとともに、検証結果に基づき、細かい事項ごとに配分していたものについては、執行の硬直化を是正するためある程度の大枠に整理し直す一方、異質な事項をまとめて配分していたものについては、経費の使途を明確化するために予算事項を分割するなどの改善を行うこととした(11月)。

これら平成16年度予算の執行状況に関する検証結果、評価室からの各室・部局の平成16年度計画に対する達成状況に関する資料等を踏まえて、各室・部局からの平成18年度学内予算要求書についてのヒアリングを実施し(11月)、次のとおり平成17年度と比較してより戦略的・効果的な平成18年度学内予算配分案を作成した(3月)。

- (1) 教育や学生サービスの向上のために重点的に執行する「教育基盤整備費」を新たに設け、7,000万円を措置
- (2) 学長のリーダーシップで戦略的に執行する学長配分戦略的経費を前年度比1.5倍の3,500万円に増額
- (3) 類似の予算事項については、室をまたがった調整を依頼するなど、効率的な予算配分を実施
- (4) 各室・部局の年度計画達成のために必要な予算は、できる限り配分するなど、年度計画との関連を重視

2. 教育研究組織の見直しに関する実施状況

平成16年度において「次年度以降の継続課題」とした「外国語学部後期課程の学科・専攻のあり方の見直し」については、大阪大学との再編・統合協議の進捗に伴い、統合後の新組織構想や教育プログラムとの関連で捉え直す必要が生じることとなったため、その枠組みの中で検討することとした(3月)。

副専攻語教育に関するワーキンググループを組織し、外国語学部の個々の専攻語と関連の深い言語を学習する、本来の意味での「副専攻語」の教育と、特定地域と関わりなくニーズが高い言語(例:英語)を学習する「全学共通外国語」を分離する素案をまとめた(7月)。

平成16年度に開設した通訳翻訳学専修コース及び英語教員リカレントプログラムの検証を行った。特に、通訳翻訳学専修コースにおいて修士論文を課さない代わりに導入した「課題研究」について、特定の課題に関する研究の成果報告であることを明確にするとともに、文章の場合は日本語換算で1万字程度、ビデオなど多様な媒体での作成も認める旨を明示した。英語リカレントプログラムについては、職業との両立のため長期履修制度を導入しているが、入学時点で職業を持たない学生については長期履修制度を適用しないこととした。

平成16年度において「次年度以降の継続課題」とした「入試制度(推薦入学制度、飛び入学制度)のあり方の検討」については、すでに導入済みで成果をあげている他大学の事例を参考にしつつ検討を進めていたところであるが、大阪大学との再編・統合協議の進捗に伴い、統合後の新組織構想や教育プログラムとの関連で捉え直す必要が生じることとなったため、大阪大学との再編・統合に関する協議の内容を踏まえながら、引き続き検討を進めることとした(3月)。

平成16年度に設置した「大阪大学と大阪外国語大学との連絡協議会」において31回に及ぶ協議を行うとともに、学内説明会（10回）での意見交換等を踏まえ、役員会、経営協議会、教育研究評議会において、大阪大学との統合を推進することを了承した。

また、大阪大学との間で、大阪大学と大阪外国語大学両大学の統合を推進することについての合意書を締結した（3月）。

3. 人事の適正化に関する実施状況

講師以下の教員を任期制とすることについて、国内外の大学・学部における諸制度の調査を行い（12月）、報告を取りまとめた（3月）。検討の結果、任期制導入の事例は助手・講師を対象とするケースが多く、本学においても助手・講師を対象として導入することが妥当であるとの結論に達し、講師・助教授への最短昇任年数を基準として任期を定め、昇任に関しては別途定める審査基準を満たす者のみを候補とし、基準に満たない者の雇用延長はないものとする導入案策定に反映した。

平成16年度に取りまとめた入学試験室・就職支援室・国際交流室などの専門的人材を必要とする分野に任期制を導入する案については、法人化後の教員人事の基本方針や総人件費抑制の実行計画などを踏まえつつ、今後さらに検討することとする一方、（1）講師・助教授への最短昇任年数を基準として任期を定める、（2）昇任に関しては別途定める審査基準を満たす者のみを候補とし、基準に満たない者の雇用延長はないものとする、を内容とする教員の任期制に関する導入案を策定した（3月）。

平成17年9月現在、12専攻語計14名の外国人教師を雇用しており（他に10専攻語計11名の外国人招へい教員を雇用している。）、専攻語に調査を行った結果は次の3点である。（1）語学教育においては、語学教材の開発・作成を行い、同プログラムの改革に貢献している。（2）言語の理解力と運用能力の向上を図ることはもとより広い文化理解への指導を行い、授業以外でも個別指導の機会を設けて能力向上に寄与している。（3）研究面においては、日本国内での母国語研究、母国文化研究を本国に発信し、また、本学教員、大学院生に母国での学術研究情報を提供する役割を担っている。共同研究・研究プロジェクトにも積極的に参加し、本学の語学教育研究・諸外国文化研究の発展に貢献している。この調査結果をもとに、さらなる効果的な運用方法について下記のとおり取りまとめた（9月）。

- (1) 授業時間外にも学生が指導を受けることができる体制作り
- (2) e-learning 教材などの語学教材開発
- (3) 語学運用能力の強化と文化・文学教育の充実を目指すカリキュラム開発
- (4) 研究プロジェクトや共同研究への積極的な参加

第1次提言の内容について、学外の識者から意見を得、本学ホームページに公開し、その内容に関して広く学内外からも意見を募り、「全体としては評価に値する」という意見がある一方で、「さらなる現状分析が必要である」、「提言が必要となる学内の状況についてもっと説明が必要である」等の意見を得ることができた（9月）。

第1次提言に基づき、その導入のための手順として、諸制度の周知徹底、環境整備、ジェンダー意識の育成、女性比率の向上、時間外労働の削減を目指した「大阪外国語大学次世代育成支援行動計画」（案）を策定した（12月）。

「大阪外国語大学次世代育成支援行動計画」を裁定し、大学として、平成22年3月31日までの期間実施することとした。同計画の一環として、女性職員が受けることができる措置等が規定されている現行規程の条項を一覧表にまとめた「女性職員・女性非常勤職員の方へ」を作成し、本学ホームページ（学内専用ページ）に公開することとした（3月）。

平成17年12月時点の教職員の兼業従事状況を、不定期兼業（国・地方公共団体等の委員会委員や公益法人の専門委員など、主として社会貢献となっている兼業で不定期に勤務する兼業）、定期兼業（国・公・私立大学やカルチャーセンターの講師として、週又は期間を定め講義等を行う兼業）、短期間の兼業（従事する期間が1日又は6日以内の期間計10時間未満である一過性兼業）に分類し調査を行った。その結果、総兼業件数351件中、産学連携や社会貢献を推進する不定期兼業は99件であった。

産学連携や社会貢献の強化策として、本学と民間企業との契約により共催する事業（本学における研

究成果の公表等と企業活動を連動させる事業)や、地方自治体と本学との協定による事業(本学が講師を派遣し地方自治体が講演等の会場を提供する共同事業)は、教職員を本務として参画させる必要があり、手続き処理やその際に民間等から供出される活動費の処理にかかる取扱いを定めることが必要であること、また、大学の事業に至らないまでも、兼業として産学連携や社会貢献を推進するものである場合は、兼業の時間制限緩和や手続きの簡素化等により、参画しやすい環境作りをする必要があることを確認し、取りまとめた(3月)。

平成16年度に行った公募要項の見直し作業のうち、直ちに導入可能な項目として、要項の詳細化を検討し、内容の充実を図った。現行の公募要項では、特に教育面について「高度な教授指導を行う」との記述しかなく、任用の際の項目としては具体性に欠けるため、採用候補者を複数残し、より幅広い人材から最適な候補を選出するために、「選考に際して、専門科目・専攻語などに関する模擬授業を求められることがある」との事項を加えることとし、実施に移した(9月)。

教員の流動性向上と教員構成の多様化を推進するため、(1)外国人招へい教員制度の導入(平成16年4月)により、任期制の一部はすでに実施されているが、さらに有効な制度の導入を目的として、講師以下の教員を任期制とする基本方針を策定し(8月)、ただちに(2)人文系で任期制を導入している大学・学部に関する調査、(3)年度計画に掲げる「任期制など多様な形態」を導入するために、希望あるいは勧奨による特任教授制度を実施している大学・学部に関する調査を開始した(8月)。

講師以下の教員の任期制度、及び講師あるいは助教授への昇任時における審査方法等の具体的内容について検討し、任期付教員採用に不可欠な「任期付教員規程(案)」を準備し、平成18年度において最終的な整備を行うこととした(3月)。

平成16年度に取りまとめた中間報告に基づき、職員評価(人事考課)のねらいや組織的課題との関連、制度の位置付けなどを確認した上で、人的資源の効果的な活用による組織目標達成・目的実現ためのマネジメントツールとして、中長期的な視点からよりよい制度構築を図ることを念頭に、職員評価システム及びインセンティブ・システム(第1次システム)の具体的な制度設計に着手した。

教員評価システム及びインセンティブ・システムについては、他大学や民間の事例、学内組織への意見照会などを踏まえ、(1)教育、研究、社会貢献・国際交流、管理運営の4領域の活動実績を対象とする活動評価と、中期目標・中期計画への貢献を対象とする目標評価の併用、(2)シンプル・フェア・オープンといった要素を重視したポイント制、自己申告、加点主義、ウエイト付けや意見申立てなどの手法の採用、(3)勤勉手当の成績率、研究費の配分、内地研究員の選考への評価結果の反映、などを主な内容とし、全教員に対して意見照会を行った。

事務系職員評価システム及びインセンティブ・システムについては、従来から実施している事務系職員勤務評定制と相互に補完する制度として、平成18年度給与構造改革の主旨である「勤務実績の給与への反映」等も踏まえ、他大学の動向、公務員制度、社会情勢等を十分に考慮し、システムを策定し運用することとした。また、職員の職責・職務内容に応じた目標達成状況を評価し、特に優秀な職員にはインセンティブを付与するシステムを試行的に導入することとした。

なお、事務系職員については、職員評価の趣旨を踏まえ、平成18年度において、現行の勤務評定制に代わる客観的で透明な新たな評価システムを構築することとしている。

以上の検討結果を最終報告として取りまとめ、職員評価システム及びインセンティブ・システム(第1次システム)を策定した(3月)。

放送大学を利用した教養研修を実施し、事務職員延べ35名が受講した(事務職員全体の43.2%)。

また、国立大学協会等が開催する16研修(専門分野別研修、階層別研修)に27名の職員を派遣し受講させ、事務職員のレベルアップを図った。

本学の建物及び設備の状況に基づき法的に必要な技術的有資格者の配置計画を策定し、電気主任技術者については本学職員の有資格者を配置することとしたほか、建物環境衛生管理技術者による維持管理及び消防設備士による点検などについては外注者を活用しつつ、職員の技術的資格取得に努めることとし、建築士(7月)、建物環境衛生管理技術者(10月)の試験を受験させた。

また、職員の専門性を向上させるために、(財)関西電気保安協会が主催する「電気保安講習会」(7

月)をはじめ、「平成17年度国大協近畿地区支部専門分野別研修(施設・環境)」(10月)、「第23回大学等環境安全協議会総会・研修会」(11月)及び「学校施設づくりセミナー2005」(12月)に各2名の職員を参加させた。

データベースソフトであるアクセスの基礎と応用について、事務職員に中級レベルの運用能力を習得させるため、機械実習を中心としたパソコン研修を実施した。

- (1) 実施日：9月28日～29日、(2) 研修時間：7時間、
- (3) 受講者：7名(平成16年度から継続してアクセス研修を実施
2年間で18名、事務職員全体の22.8%)

平成17年度から事務系職員を一定期間外国出張させ、語学及び異文化理解を図る研修事業を開始した。

平成17年度は、9月3日から10月2日までの間、1名の職員を連合王国の英語学校及び学術交流協定校に派遣した。今回の実績を基に、「事務系職員国際教養教育事業」の継続的展開を図ることとする。

大阪大学との将来の統合再編の可能性を視野に入れ、今後さらに、大阪大学を中心に人事交流を推進し、事務組織の一層の活性化を図ることとし、配置ポストを固定化させず、また、双方向の人事交流を進めることとした(3月)。

女性のためのカウンセリング事業を行っている外部団体から講師を迎え「ドメスティックバイオレンス・フェミニストカウンセリングの現場から」と題し、人権侵害としてのDVを内容とした講演会を実施し、学生・教職員30名が参加した。また、当日参加できなかった学内構成員向けに、講演の内容をホームページ(学内専用ページ)に掲載し、周知を図った(12月)。

平成16年4月にセクシュアル・ハラスメント防止及び対策に関する規程及び同ガイドラインを制定したところであるが、セクシュアル・ハラスメントも含むすべての人権侵害行為にも対応できるよう「国立大学法人大阪外国語大学人権侵害の防止及び対策に関する規程」及び「同ガイドライン」を新たに制定し(12月)、併せて、英語版規程とガイドラインを作成(3月)、ホームページ(学内専用ページ)に掲載し、周知を図った。

4. 事務等の効率化・合理化に関する実施状況

平成16年度において「次年度以降の継続課題」とした「事務組織及びその職員配置についての検証結果の取りまとめ」については、企画・広報室管理運営部門の下に「事務の効率化・合理化等に関するワーキング・グループ」を設置し、平成16年度から新たに導入した「部門体制」を含む事務組織及び事務分掌を変更したことについて次のとおり点検を行った。

- (1) 平成16年5月から新たに導入した「部門体制」が有効に機能しているか
- (2) 各部門ごとの事務の分掌状況、分掌事務の量、常勤職員及び非常勤職員の配置状況等について
- (3) 各部門における事務の処理状況について

各課・事務室からの意見聴取に基づく点検結果の取りまとめと並行して、事務組織及びその職員配置についての案を人事的な観点(定員削減・人事交流・アウトソーシング)を取り入れ策定したが、上記の事項については今後さらに検討し、改善の必要があることを確認した(3月)。

平成18年度においては、効果的なコスト削減、職員の負担軽減、人的資源の有効活用や人材育成などを念頭に置いた抜本的な事務の見直し(事務の削減)を実施した上で、業務のマニュアル化・ペーパーレス化・アウトソーシング等とも連動した事務組織の再編と職員の再配置を計画的に実施することとしている。

平成16年度において「次年度以降の継続課題」とした「事務処理のマニュアル化・効率化及びペーパーレス化についての検討及び実施」については、第166項、第170項及び第171項とも関連して、企画・広報室管理運営部門及び同部門に設置(10月)した「事務の効率化・合理化等に関するワーキンググループ」において、調査・検証を行い、検討結果を取りまとめた(3月)。

- (1) マニュアル化

学務情報システム（履修登録、成績報告、シラバス作成など）関係業務、図書館利用部門業務のマニュアル化を実施したほか、附属図書館の各種業務、学内規程関係業務、財務会計システム関係業務のマニュアル化について検討を進めている。

また、平成18年度においては、事務の効率化・合理化を念頭に、教学部門だけでなく管理部門においても、非専任職員にシフト可能な業務などを選別し、マニュアル化により業務の標準化を図り、円滑で効率的な事務処理を推進することとしている。

(2) ペーパーレス化

会議開催通知、履修者名簿・成績報告、授業料免除申請様式、非常勤講師・留学生との連絡、国費外国人留学生・短期留学生の協定校への募集通知などについて電子化し、定員制授業科目の抽選登録・履修登録などについて電算化を実施したほか、成績通知書の電子化、シラバス作成の電子化について検討を進めている。

また、平成18年度においては、事務の効率化・合理化を念頭に、会議の開催通知や掲示板のみの利用ではなく、スケジュール管理、設備予約、ファイル管理（各種手続書類フォーマットの電子化）など、学内事務情報システム「WEBグループウェア」を積極的に活用することにより、事務の省力化・迅速化に寄与するペーパーレス化を推進することとしている。

(3) 業務の効率化

上記「マニュアル化」、「ペーパーレス化」に加えて、文書処理事務関係の見直し、毒物・劇物の管理に係る事務手続き等の見直し、施設担当業務の一部外部委託化、重複保有文書の解消、大学生協提供の図書館選書システムのデータベースの利用に取り組み、事務の合理化を図った。

また、平成18年度においては、抜本的な事務の見直しを実施するため、個々の職員の担当業務の調査により詳細に現状を把握し、業務を選別・スリム化した上で、事務組織・職員配置の見直しと連動した効果的なマニュアル化・ペーパーレス化・アウトソーシングを計画的に推進することとしている。

平成16年度において「次年度以降の継続課題」とした「事務合理化の進捗状況の点検及び実施計画の策定」については、第165項、第170項及び第171項とも関連して、企画・広報室管理運営部門に設置（10月）した「事務の効率化・合理化等に関するワーキンググループ」において、調査・検証を行い、検討結果を取りまとめた。

その作業の中で、業務の効率化、ペーパーレス化、マニュアル化について、検討事項・内容・検討状況・実施予定時期・担当部署を整理の上、実施計画を策定し、事務合理化に取り組んでおり、今後も一部業務の外部委託化、電算システムの導入による入試関係業務の合理化などを実施することとしている。

平成16年度に人材派遣を先行導入した附属図書館について、平成17年度当初から新たに利用部門の業務の一部をアウトソーシングし、さらにアウトソーシング実現の可能性について検討した結果、可能性の高い業務として入学試験業務の事務補助業務の一部を対象とし、平成18年1月から、派遣職員によるアウトソーシングに移行するなど、年度計画を上回って実施した（1月）。

これらの人材派遣の導入の際に、派遣職員に担当させるべき業務の見直しなどにより経費の削減を行うとともに、人材派遣に移行することによって人件費比率を縮小し、より健全な財務体質の確立を目指す上で有効であった。

「学務情報システム」にシラバス機能（2月）及び電子掲示板システム（12月）を追加し、次のとおり学生サービスが格段に向上した。

(1) シラバス機能

学生は、履修登録時等、いつでも授業概要を参照することができることとなり、学修計画において利便性が高いものとなった。

(2) 電子掲示板システム

「休講情報」、「講義室の変更」、「事務局各課からの学生へのお知らせ」、「学生呼び出し」等の情報を、学生は、パソコン及び携帯電話により参照することができるようになり、また休講情報を登録した携帯電話に送信するなど、学生生活において利便性が高いものとなった。

企画・広報室管理運営部門に「事務電算システム検討ワーキング・グループ」を設置して、平成18年2月末日にシステムの賃貸借契約が終了する「人事事務システム」、「共済組合事務システム」及び「給与計算事務システム」についての今後のあり方等についての検討を行い（6月）、次のような内容を主旨とする更新計画案を策定した（9月）。

- 現行の各事務システムの機器を一部買い取った上で、各事務システムの賃貸借契約を平成20年3月末まで延長し、その間に新人事・給与システム及び共通共済システムの導入を図り、平成20年4月から新システムに移行する。

平成16年度において「次年度以降の継続課題」とした「学内事務情報システムの拡大や情報の共有化についての検討及び実施計画の作成」については、第165項、第166項及び第171項とも関連して、企画・広報室管理運営部門及び同部門に設置した「事務の効率化・合理化等に関するワーキンググループ」において、学内事務情報システムの利用拡充に係る実施計画を策定した。

実施計画に基づき、パソコンの設置状況の調査・分析・対応策の検討等を行い、平成17年度末に、学内事務情報システム「WEBグループウェア」の利用を教員にまで広げることにより、全学的な情報の共有化及び学内文書のペーパーレス化の推進を図った（3月）。

また、平成18年度においては、事務の効率化・合理化を念頭に、会議の開催通知や掲示板のみの利用ではなく、スケジュール管理、設備予約、ファイル管理（各種手続書類フォーマットの電子化）など、学内事務情報システム「WEBグループウェア」を積極的に活用することにより、事務の省力化・迅速化に寄与するペーパーレス化を推進することとしている。

平成16年度において「次年度以降の継続課題」とした「学内事務情報システムの拡大や情報の共有化についての検討及び実施計画の作成」については、第165項、第166項及び第171項とも関連して、企画・広報室管理運営部門及び同部門に設置した「事務の効率化・合理化等に関するワーキンググループ」において、学内事務情報システムの利用拡充に係る実施計画を策定した。

実施計画に基づき、パソコンの設置状況の調査・分析・対応策の検討等を行い、平成17年度末に、学内事務情報システム「WEBグループウェア」の利用を教員にまで拡大した（3月）。

事務系及び技術系職員の採用については、第1次試験は地区単位で統一して実施し、第2次試験は各大学等で実施することとし、平成17年5月に近畿地区国立大学法人等職員統一試験を実施した。受験者は5,556人、合格率15.23%であり、受験者は前年から約1割増加しており（前年受験者5,100人）、国立大学法人への就職意欲が高いことが確認された。

大学運営において、高度の専門性を通じて教育・研究を支える人材を確保するために、また、各大学の職員採用にかかる事務負担をできる限り軽減するために、引き続き近畿地区国立大学法人の一員として参画し、経費負担、業務分担を継続する（3月）。

平成16年度における検討結果に基づき、人事交流については、大阪大学との人事交流を継続するとともに、新たに京都大学との人事交流を行った（3月）。

各種研修会については、本学が独自に実施している研修（放送大学受講研修、パソコン研修）の他、国立大学協会主催の研修、人事院主催の研修及び国立大学法人が輪番により実施している研修に職員を参加させることにより、他の国立大学法人との連携を深めるとともに、共通性の高い業務についての知識共有を図ることが可能となった（3月）。

Ⅲ. 財務内容の改善

1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する実施状況

学内で科研費の大型プロジェクトのアイデアを公募し、7件の提案があった（10月）。これらのプロジェクト案について立案者より教員に対して説明会を行い、このうち実現可能と思われる2件（「2020年におけるアジアの姿」「着衣する身体が描く新たな宇宙」）を、科学研究費補助金の大型共同研究プロジェクトとして申請させた（11月）。

平成16年度より、民間企業等の助成金の公募があった場合、その内容を要約し、教員にメール配信する体制を整え、実施している。さらに、研究助成金や学内外のプロジェクト研究などの情報の蓄積と

共有により、本学を中心とした研究プロジェクト形成や外部資金獲得の促進を図るため、新たに研究情報活用事業としてデータベース作成に着手し、蓄積した情報をWEB（学内限定）上で公開した（3月）。なお、平成17年度の民間企業等の研究助成金申請実績は、9件であった。

また、学内特別研究費による「学術的観光コンテンツの開発に関する研究」プロジェクトを、外部資金獲得型のプロジェクトとして推進し、JTBとの協議の結果、JTBカルチャーサロン「大阪外国語大学講座」として事業化することとなった（2月）。

出版基金の設立について、国立大学法人法の趣旨や会計制度上の問題点、基金の財源、他大学での状況等について調査し、検討した結果、本学において出版基金を設立するには解決すべき課題が多いため、今後は出版助成で対応することとした（7月）。

この方針を踏まえ、教員の研究成果を社会に還元する一方策として学内特別研究費による出版助成を行う制度を整備し、平成17年度には3件の出版事業に1,700千円を助成した。なお、自己収入の増加を図るため、2版目以降は出版権委譲の対価として出版社が定価の5%を本学に納入する内容を盛り込んだ（7月）。

平成16年度に取りまとめた増収方策案に対する関係各室での検討状況を取りまとめ、このうち、自動販売機の設置（8月）、携帯電話会社への施設貸付（平成17年2月）、卒業証明書発行などの各種手数料の導入（4月）、有料課外講座（5月）や寄附授業科目の開設（4月）などは、既に実行段階に入っており、年度計画を上回って実施した（9月）。

この取組みによって、対平成16年度比で合計7,042千円の増収となった。

2. 経費の抑制に関する実施状況

14条特例の大学院科目担当教員に対する学部授業の軽減措置の実質化、「標準開設コマ数」を超過している総合科目開設コマ数の抑制、昼間主と夜間主で開設する類似の講義科目の整理など、教員の授業担当数や開設コマ数の見直しを行うとともに、非常勤講師経費についても、高額単価への偏りの是正、単価表見直しや運用方法の再検討などの抑制指針を作成した（8月）。

なお、平成16年度において、「次年度以降の継続課題」とした「非常勤講師と非常勤講師経費の抑制に係る数値目標〔1%以上削減〕の達成」については無論のこと、やむを得ないプラス要因を除けば対平成15年度比5%減を達成している。

各課・事務室に対する「具体的にアウトソーシングが可能と思われる個々の業務」の調査結果に基づき、電気主任技術者の外部委託、大学周辺の学生バイク駐車取締巡回委託、キャンパスクリーン作業委託等について実施年度計画原案を作成した。

大学周辺の学生バイク駐車取締巡回委託、キャンパスクリーン作業委託については、従来、管理職者を含めた職員の自主参加による活動であったことに比して、はるかに短時間で質の高い効果を少ない時間経費で遂行することが可能であるため、平成18年度から導入すべく計画を進めている。また、附属図書館利用部門の受付業務については、平成20年度にすべての事務補佐員を派遣職員に移行することを目途に、平成18年度から利用部門における事務補佐員退職の都度アウトソーシング化する計画とした。

なお、平成16年度に人材派遣を先行導入した附属図書館においては、平成17年4月から、入試課においては入試繁忙期に、学生課においては平成18年2月から、一部業務を新たにアウトソーシングに移行させたが、検証の結果、派遣職員への切り替えが必ずしも事務の効率化・合理化に寄与しているとはいえないケースがあることから、現在在職している事務補佐員の雇用が終了する際、コスト削減と事務の合理化・効率化のバランスを勘案した上で、有効と考えられる場合は年度更新により派遣職員への切り替えを進めていくこととした。

平成16年度にインターネット書店からより安価に図書を購入できるように法人カード取扱要領を制定し、平成17年度には当該規程に基づく決済用預金口座を開設し（6月）、法人カードの交付を受けた（7月）。その後、図書購入依頼の受付からカード会社への代金支払に至る一連の事務処理の最終調整を行うなど学内の事務処理方法を整え、インターネット書店からの図書購入を開始した（11月）。

また、トイレトーパーの購入に当たって仕様を見直し、従来のものと使用上の差異を感じない程度の他規格のものを調査して、1個当たり20円程度安価なものに変更した(7月)。

これらの取組みによって、合計430千円の経費を節減した。

省エネルギーを全学に推進するため、不要な照明の点灯や空調機運転のチェックのための構内巡回を行った。また、夏季及び冬季にはエネルギー節減をすべての大学構成員に呼びかけた。

その結果、冬季には「冬日」が昨年の2倍近くに増えるなど厳冬のため、省エネルギー効果を上回る事となったが、夏季には水道11.4%、電気4.8%、ガス3.5%の節減を達成した。

また、年間を通じた省エネルギー対策によって、水道料と電気料については年間約3,450千円の経費削減を実現した。

3. 資産の運用管理の改善に関する実施状況

平成16年度において「次年度以降の継続課題」として「平成18年度を目標とした施設の運用計画に関する中間報告の取りまとめ」について、平成16年度に検討に着手した博士後期課程大学院生室が総合研究棟へ移転した後のB棟空室をはじめとする施設の有効活用のため、「休憩室」「更衣室」の設置のほか、各棟に分散している「共同研究室」及び「博士前期課程大学院生室」等をB棟に集約するなどの中間報告を取りまとめた。

ただし、博士前期課程大学院生室の移転については、大阪大学との再編・統合と連動した配置を行うべきであることを確認し、現状ではB棟空室への移転は行わず、教員研究室及び共同研究室の再配置、研究推進室企画部門事務室の設置、労働安全衛生法に基づく職員用休憩室、学科長室及び予備室(整備計画上必要になった場合の予備室—図書館改修用仮閲覧事務室)として空室18室を有効利用することとしたほか、残る旧大学院生室・共同研究室の空室8室についても有効活用を図るため、平成18年度中に利用基準を設け、貸与等も含め検討するなど、B棟ならびに一部A棟、E棟空室に係る配置計画を作成し、平成17年度から順次移転していくこととした(3月)。

また、附属図書館から総合研究棟へ移転したテプラライブラリー、教材室等の空室の有効活用について検討を行い、利用者からのアンケート結果に基づく利用計画を作成し、改修計画を実施した(9月—11月)。

IV. 自己点検・評価及び情報提供

1. 評価の充実に関する実施状況

職員の評価に対する意識を高めるとともに、今後の組織運営及び個々の職員の諸業務に役立てることを目的として、外部有識者を講師に招き、「独立行政法人評価と国立大学法人評価」と題した講演会を実施した(参加者約80名)(4月)。

講演は、(1)国立大学法人評価と政策評価・独立行政法人評価委員会の関係、(2)政策評価・独立行政法人評価委員会の行う評価、(3)文部科学省関係独立行政法人評価のプロセス、(4)中期目標・中期計画終了時の見直しなどを中心に、先行独立行政法人の事例を交えた示唆に富む内容であり、アンケート(回答者数45名、回収率約55%)では、90%以上から肯定的な回答を得た。

また、当日参加できなかった職員向けに、講演会の模様を学内にWEB配信し、より多くの職員による認識の共有を図った。

全学的な作業部会を発足させ(7月)、過去の評価結果を踏まえつつ、大学機関別認証評価にも対応するカテゴリーに沿って具体的な改善計画を取りまとめ、そのうち主要な改善計画を「本学の教育研究等の質の向上に向けた13の課題」として整理した。個々の改善計画については、年度計画に盛り込むなど大学としての方向性の統一と実施の効率化を図り、平成19年度前半の完了を目標に、可能なものから順次実施することとした(3月)。

平成14年度から平成16年度における教員の教育・研究・社会貢献・管理運営の活動状況に関するデータを収集し、集計・加工した上で、本学の教育・研究等の活動状況に関する自己点検・評価に活用し、以下の内容からなる「平成17年度自己点検・評価報告書」として取りまとめ、本学ホームページ

を通じ学内外に公表した（3月）。

- (1) 第1部 本学の教育・研究等の活動状況に関する自己点検・評価
- (2) 第2部 教員の教育・研究等の活動の状況
- (3) 資料編 統計データから見た本学の現状

http://www.osaka-gaidai.ac.jp/%7Esoumu/hyouka/17_jikohyouka.html

2. 情報公開等の推進に関する実施状況

本学ホームページの英文化を段階的に進めることとし、海外からの一般閲覧者を対象に、本年度は「概要」「外国語学部」「大学院」の頁を英文化することを決定し（7月）、順次、英文ページを作成、掲載した（3月）。

平成16年度において「次年度以降の継続課題」として「パブリックコメントを求めるシステムの構築に関する検討結果の取りまとめ」について、平成16年度に引き続き、コメント対象者をどのように限定するか、意見をどのように集約するか、どのように公開するか等について検討を行い、結果を取りまとめた。検討結果に基づき、本学のホームページを窓口として、広く一般から電子メールによる意見を受け入れ、その後の学内における取扱いをシステム（仕組み）として構築を図ることとした（3月）。

V. その他の業務運営に関する重要事項

1. 施設設備の整備・活用等に関する実施状況

平成16年度に作成した「施設保全指針」により、学内施設及び保全の状況把握のため学内施設の点検（A棟、B棟、C棟、B棟、E棟、日本語日本文化教育センター、総合研究棟、大学会館）を実施し、その結果を学内施設の活性化・高度化のための指針、大学施設における期待と効果、施設管理システムの構想などとともに中間報告書に取りまとめた（6月）。

老朽化の進行により漏水していたD棟屋上及び非常勤宿泊施設屋上の防水改修工事を実施し、教育環境の計画的な整備に努めた（9月）。

教育に支障を来さないよう、老朽化し腐食が進行している体育館屋根の防水塗装工事を実施した。

学内環境整備のため、老朽化している附属図書館及び留学生会館1号館の避難階段（鉄製）の塗装改修工事、学生の課外活動施設の屋上及び福利厚生施設の大学会館屋上の防水工事、大学管理棟等の屋上防水改修工事を実施した（12月）。

2. 安全管理に関する実施状況

16年度の調査に基づき、以下のとおり改善を図った。

- (1) 西門から構内にかけての見通しの悪い植栽の剪定・伐採を実施した（6月）。
- (2) 西門から構内へ至る横断歩道・道路に駐輪された自転車により、管理棟から附属図書館・C棟への歩道がふさがれ、車道を歩行することとなり危険なため、管理棟前仮設自転車置場の整備を行い、歩行者通路の確保を行った（7月）。
- (3) 構内の道路標識（速度表示）の文字が消え、速度表示が確認できないため、取り替えを行い安全確保に努めた（12月）。
- (4) 構内は坂道が多く、道路上のマンホール蓋がずれ危険なため、復旧を行った（6月）。
- (5) 痴漢対策と通学路の安全確保のため、非常勤講師宿泊施設周辺を繁茂している樹木の伐採を行った（3月）。

大学休業日の諸行事及び夏期休業期間中の集中講義や補講のための交通手段の確保について、阪急バス株式会社と増便交渉を行い、次の増便が実現した（7月、8月）。

- (1) オープンキャンパス：往路40便、復路38便の増便
- (2) 夏祭り：往路7便、復路7便の増便
- (3) 集中講義、補講：3路線について期間中朝各1便の増便

休業期間以外についても、阪急バス株式会社に路線バス（JR茨木～外大専用線ほか）増便の要望書

を提出し、一部路線の延長運行については、今後の実施に向けて検討するとの回答があった（9月）。

また、本学専用バスの阪急箕面駅から白島北間の区間距離が長く利用しづらいとの要望が、当該地域より通学する多数の学生からあったため、バス停留所の追加停車を阪急バス株式会社に要望した。このほか、阪大東門付近から通学する女子学生の要望を受け、深夜の痴漢対策と通学の安全確保を茨木警察署に要望した（10月、11月）。

このほか、箕面市、大阪府、地域関連団体や公共交通事業者などで構成される「箕面市公共交通検討会議」に参加し、地域の公共交通充実のための協議を行った（10月、12月）。

車椅子を利用するなど障害を持つ学生に対して良好な修学環境を提供するため、学内予算により、B棟1階西出入口にスロープを設置した（12月）。また、D棟からE棟への高低差のある連絡通路に、リフトを設置するための工事を行った（3月）。

大学及び関係する地域周辺の大規模災害（地震、暴風、豪雨、豪雪）に対して、災害防止対策及び災害発生時の対策について必要事項を定め、総合的かつ計画的に活動を推進することを目的とする防災マニュアルを策定し、職員、学生、生協職員など学内関係者をはじめ、文部科学省、箕面市市役所・消防署等関連機関に配布し、活用を図っている（4月）。

また、大規模災害時における防災関係機関及び地域住民による応急対策活動並びに防災意識の高揚に資することを目的とした「平成17年度豊能地区3市2町合同防災訓練」への参加により、地域の防災行政の推進に協力した（9月）。

16年度作成した基本指針に基づき、以下のとおり学内の整備を実施した。

- (1) 施設保全について、移転後26年が経過し、破損・摩耗が激しかった研究講義棟（A棟）の2階床・階段のビニルタイルをビニルシートに改修するなどの処置を行い、安全で良好な教育環境の維持に努めた（3月）。
- (2) 老朽化対策について、移転後26年が経過し、老朽化している屋上防水の状況について調査を行い、防水改修工事を行っていない建物のうち、研究講義棟（D棟）、非常勤講師宿泊施設、体育館、課外活動施設、大学会館、管理棟について、屋上防水工事を実施した。また、避難通路の確保のため、屋外鉄骨楚南階段の点検調査を行い、附属図書館及び留学生会館1号棟の屋外避難階段の鉄部塗装工事を実施し、安全確保に努めた（12月）。
- (3) バリアフリー化については、学内予算により、B棟1階西出入口にスロープを設置した（12月）。また、D棟からE棟への高低差のある連絡通路に、リフトを設置するための工事を実施した（3月）。
- (4) 緑化による環境保全については、管理棟前・幹線道路・バスターミナル前及びその周辺の花壇の年間計画を作成し、パンジー（4月）、サフィニア（10月）、コスモス（12月）など、季節に応じて定期的に花壇の植え替えを行った。

このほか、学内の除草、剪定を実施し、環境美化に努めるとともに、大学と周辺住宅地の境界付近の高木について、剪定・伐採を行った（7月）。

安全衛生委員会において、産業医、衛生管理者及び巡回補助者の配置・割り振りを決め、温湿度計・照度計を用いて室環境の測定を行い、学内の安全点検を実施している。産業医1回／月、衛生管理者1回／週の巡視を行い、安全点検での指摘事項については、所轄の室等に連絡し改善に努めた。主な指摘事項と改善事項は次のとおり。

- (1) 鳩の糞が蓄積し衛生上問題がある。

⇒ 清掃業者による清掃を実施した（7月）。

- (2) A416教室、A213教室、照度不足で暗い。冷房設備、網戸がなく、窓を開けて授業中、スズメ蜂や鳩が飛来して危険である。

⇒ 照明については改修計画を立て予算要求を行うとともに、落下していた網戸をとりつけた（7月）。

- (3) 廊下に物品が数年放置してある。

⇒ 安全衛生委員長より、担当部署に不要物品の処理及び保管場所の周知についての要望書を提出した（11月）。

(4) エレベーターホール内の湯沸室に大量の調理器があり、悪臭を漂わせ不衛生状態である。また、非常階段に物品がおかれ非常時等の避難の妨げとなる。

⇒ 安全衛生委員長から改善の申し入れをした（7月）。

職員の定期健康診断受診率の増加を図るため、実施日を昨年度の2倍に増やした。

（受診者数：175名、受診率：73.8%、対前年比：115%）

関連法規に基づき、以下の検査及び点検を実施した（3月）。

- (1) ボイラー・圧力容器（労働安全衛生法に基づく）の定期検査については、年1回実施しており、ボイラー等には問題なく良好に維持されていることを確認した。
- (2) 自家用電気工作物（電気事業法に基づく）の定期点検については、年1回実施しており、自家用電気工作物には問題なく良好に維持されていることを確認した。
- (3) 硫黄酸化物・窒素酸化物濃度測定（大気汚染防止法に基づく）の排出ガスの測定については、年1回実施しており、硫黄酸化物及び窒素酸化物濃度測定結果には問題なく良好に維持されていることを確認した。
- (4) 水質検査・受水槽清掃（水道法に基づく）の水質検査（年2回）及び受水槽等の清掃（年1回）についても定期的に実施しており、問題なく良好に維持されていることを確認した。
- (5) 空調・衛生・清掃（建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく）の定期点検については、月1回実施しており、建築物における衛生的環境には問題なく良好に維持されていることを確認した。

大学入学時の健康診断書提出を要しなくなった現在、在学生の健康状態や感染症の有無をできる限り把握する観点から、ポスター掲示、大学ホームページ及び保健管理センターホームページで学生に対し定期健康診断受診を呼びかけ、未受診の学生に対しては各自医療機関において受診し健康診断書を提出するよう広報するなど、受診率の向上に努めた結果、学部学生の定期健康診断受診者数は、平成16年度3,362人であったところ、平成17年度は3,492人となった（3月）。〔前年度比3.9%増〕

なお、日本語日本文化教育センターの留学生は、来日後、春期留学生81名、秋期留学生97名全員が定期健康診断を受診した。

「学生の健康白書作成のための全国一斉調査に基づく報告書」（「国立大学法人保健管理施設協議会」平成19年度発行予定）について、学生定期健康診断に基づく資料を作成し、学生の生活アンケート調査の結果と共に「白書特別委員会」に提出した（10月）。

学生サービスの向上と業務の省力化を図るため、学部学生定期健康診断の基本データを電算システム化し、「健康診断証明書」自動発行機による自動発行を実現した（5月）。

なお、精密検査中や有疾病等で記載にあたって配慮を必要とする学生については、個々に面談し本人の納得を得た上、手書きで同証明書を発行している。

利用する学生の利便性に配慮し、具体的な施設配置の図面を作成するなど、本部棟2階の保健管理センター施設の1階への移転を図る。

一方、大阪大学との再編・統合協議が具体的に進捗していることから、再編・統合となった場合には、大阪大学と本学との間で組織の役割分担を検討する必要がある、保健管理センターについても、規模・施設のあり方を見直す可能性が生じることから、多額の予算措置を伴う施設の移転に関しては、再編・統合と連動して検討すべきものであることを確認した。

IV 予算（人件費見積含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算－予算)
収入			
運営費交付金	2, 4 1 4	2, 4 1 4	—
施設整備費補助金	2 1	—	△ 2 1
補助金等収入	—	3 9	3 9
国立大学財務・経営センター施設費交付金	—	2 1	2 1
自己収入	2, 2 9 2	2, 3 3 6	4 4
授業料、入学金及び検定料収入	2, 2 3 6	2, 2 6 6	3 0
雑収入	5 6	7 0	1 4
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2 3	2 9	6
計	4, 7 5 0	4, 8 3 9	8 9
支出			
業務費	4, 7 0 6	4, 3 9 4	△ 3 1 2
教育研究経費	4, 1 9 4	3, 8 3 3	△ 3 6 1
一般管理費	5 1 2	5 6 1	4 9
施設整備費	2 1	2 1	—
補助金等	—	3 9	3 9
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2 3	5 4	3 1
計	4, 7 5 0	4, 5 0 8	△ 2 4 2

2. 人件費

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算－予算)
人件費（退職手当は除く）	3, 3 9 9	3, 3 2 3	△ 7 6

3. 収支計画

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算－予算)
費用の部			
經常費用	4, 6 4 3	4, 5 5 5	△ 8 8
業務費	4, 4 9 4	4, 3 5 6	△ 1 3 8
教育研究経費	6 2 6	7 2 0	9 4
受託研究経費等	3	1 8	1 5
役員人件費	6 1	6 1	0
教員人件費	2, 8 0 9	2, 6 8 9	△ 1 2 0
職員人件費	9 9 5	8 6 8	△ 1 2 7
一般管理費	1 4 3	1 7 8	3 5
財務費用	—	0	0
減価償却費	6	2 1	1 5
臨時損失	—	—	—
収益の部			
經常収益	4, 6 4 3	4, 7 3 2	8 9
運営費交付金収益	2, 3 2 3	2, 1 7 7	△ 1 4 6
授業料収益	1, 8 9 2	2, 0 4 1	1 4 9
入学金収益	2 7 3	2 7 0	△ 3
検定料収益	7 1	7 0	△ 1
補助金等収益	—	3 7	3 7
受託研究等収益	3	1 8	1 5
寄附金収益	2 0	2 8	8
財務収益	—	0	0
雑益	5 5	7 3	1 8
資産見返運営費交付金等戻入	6	1 6	1 0
資産見返補助金等戻入	—	1	1
資産見返寄附金戻入	—	1	1
資産見返物品受贈額戻入	—	—	—
臨時利益	—	—	—
純利益	—	1 7 7	1 7 7
目的積立金取崩益	—	—	—
総利益	—	1 7 7	1 7 7

4. 資金計画

(単位:百万円)

区 分	予算額	決算額	差 額 (決算-予算)
資金支出	4, 8 2 5	5, 5 9 0	7 6 5
業務活動による支出	4, 7 2 9	4, 4 9 5	△ 2 3 4
投資活動による支出	2 1	9 6	7 5
財務活動による支出	—	3	3
翌年度への繰越金	7 5	9 9 6	9 2 1
資金収入	4, 8 2 5	5, 5 9 0	7 6 5
業務活動による収入	4, 7 2 9	4, 8 1 9	9 0
運営費交付金による収入	2, 4 1 4	2, 4 1 4	—
授業料・入学金及び検定料による収入	2, 2 3 6	2, 2 6 7	3 1
受託研究等収入	3	1 8	1 5
補助金等収入	—	4 2	4 2
寄附金収入	2 0	8	△ 1 2
その他の収入	5 6	7 0	1 4
投資活動による収入	2 1	1 7	△ 4
施設費による収入	2 1	1 7	△ 4
その他の収入	—	—	—
財務活動による収入	—	—	—
前年度よりの繰越金	7 5	7 5 4	6 7 9

VII. 短期借入金の限度額

該当なし。

VIII. 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

該当なし。

IX. 剰余金の使途

該当なし。

X. その他

1. 施設・設備に関する状況

施設・整備の内容	決定額（百万円）	財源（百万円）
小規模改修	21	施設整備費補助金 (-) 船舶建造補助金 (-) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (21)

2. 人事に関する状況

講師以下の教員を任期制とすることについて、国内外の大学・学部における諸制度の調査を行い（12月）、報告を取りまとめた（3月）。検討の結果、任期制導入の事例は助手・講師を対象とするケースが多く、本学においても助手・講師を対象として導入することが妥当であるとの結論に達し、講師・助教授への最短昇任年数を基準として任期を定め、昇任に関しては別途定める審査基準を満たす者のみを候補とし、基準に満たない者の雇用延長はないものとする導入案策定に反映した。

平成16年度に取りまとめた入学試験室・就職支援室・国際交流室などの専門的人材を必要とする分野に任期制を導入する案については、法人化後の教員人事の基本方針や総人件費抑制の実行計画などを踏まえつつ、今後さらに検討することとする一方、（1）講師・助教授への最短昇任年数を基準として任期を定める、（2）昇任に関しては別途定める審査基準を満たす者のみを候補とし、基準に満たない者の雇用延長はないものとする、を内容とする教員の任期制に関する導入案を策定した（3月）。

平成17年9月現在、12専攻語計14名の外国人教師を雇用しており、専攻語に調査を行った結果は次の3点である。（1）語学教育においては、語学教材の開発・作成を行い、同プログラムの改革に貢献している。（2）言語の理解力と運用能力の向上を図ることはもとより広い文化理解への指導を行い、授業以外でも個別指導の機会を設けて能力向上に寄与している。（3）研究面においては、日本国内での母国語研究、母国文化研究を本国に発信し、また、本学教員、大学院生に母国での学術研究情報を提供する役割を担っている。共同研究・研究プロジェクトにも積極的に参加し、本学の語学教育研究・諸外国文化研究の発展に貢献している。この調査結果をもとに、さらなる効果的な運用方法について下記のとおり取りまとめた（9月）。

- （1）授業時間外にも学生が指導を受けることができる体制作り
- （2）e-learning 教材などの語学教材開発
- （3）語学運用能力の強化と文化・文学教育の充実を目指すカリキュラム開発
- （4）研究プロジェクトや共同研究への積極的な参加

第1次提言の内容について、学外の識者から意見を得、本学ホームページに公開し、その内容に関して広く学内外からも意見を募り、「全体としては評価に値する」という意見がある一方で、「さらなる現状分析が必要である」、「提言が必要となる学内の状況についてもっと説明が必要である」等の意見を得ることができた（9月）。

第1次提言に基づき、その導入のための手順として、諸制度の周知徹底、環境整備、ジェンダー意識の育成、女性比率の向上、時間外労働の削減を目指した「大阪外国語大学次世代育成支援行動計画」（案）を策定した（12月）。

大阪外国語大学次世代育成支援行動計画」を裁定し、大学として、平成22年3月31日までの期間実施することとした。同計画の一環として、女性職員が受けることができる措置等が規定されている現行規程の条項を一覧表にまとめた「女性職員・女性非常勤職員の方へ」を作成し、本学ホームページ(学内専用ページ)に公開することとした(3月)。

平成17年12月時点の教職員の兼業従事状況を、不定期兼業(国・地方公共団体等の委員会委員や公益法人の専門委員など、主として社会貢献となっている兼業で不定期に勤務する兼業)、定期兼業(国・公・私立大学やカルチャーセンターの講師として、週又は期間を定め講義等を行う兼業)、短期間の兼業(従事する期間が1日又は6日以内の期間計10時間未満である一過性兼業)に分類し調査を行った。その結果、総兼業件数351件中、産学連携や社会貢献を推進する不定期兼業は99件であった。

産学連携や社会貢献の強化策として、本学と民間企業との契約により共催する事業(本学における研究成果の公表等と企業活動を連動させる事業)や、地方自治体と本学との協定による事業(本学が講師を派遣し地方自治体が講演等の会場を提供する共同事業)は、教職員を本務として参画させる必要があり、手続き処理やその際に民間等から供出される活動費の処理にかかる取扱いを定めることが必要であること、また、大学の事業に至らないまでも、兼業として産学連携や社会貢献を推進するものである場合は、兼業の時間制限緩和や手続きの簡素化等により、参画しやすい環境作りをする必要があることを確認し、取りまとめた(3月)。

平成16年度に行った公募要項の見直し作業のうち、直ちに導入可能な項目として、要項の詳細化を検討し、内容の充実を図った。現行の公募要項では、特に教育面について「高度な教授指導を行う」との記述しかなく、任用の際の項目としては具体性に欠けるため、採用候補者を複数残し、より幅広い人材から最適な候補を選出するために、「選考に際して、専門科目・専攻語などに関する模擬授業を求められることがある」との事項を加えることとし、実施に移した(9月)。

教員の流動性向上と教員構成の多様化を推進するため、(1)外国人招へい教員制度の導入(平成16年4月)により、任期制の一部はすでに実施されているが、さらに有効な制度の導入を目的として、講師以下の教員を任期制とする基本方針を策定し(8月)、ただちに(2)人文系で任期制を導入している大学・学部に関する調査、(3)年度計画に掲げる「任期制など多様な形態」を導入するために、希望あるいは勧奨による特任教授制度を実施している大学・学部に関する調査を開始した(8月)。

講師以下の教員の任期制度、及び講師あるいは助教授への昇任時における審査方法等の具体的内容について検討し、任期付教員採用に不可欠な「任期付教員規程(案)」を準備し、平成18年度において最終的な整備を行うこととした(3月)。

平成16年度に取りまとめた中間報告に基づき、職員評価(人事考課)のねらいや組織的課題との関連、制度の位置付けなどを確認した上で、人的資源の効果的な活用による組織目標達成・目的実現ためのマネジメントツールとして、中長期的な視点からよりよい制度構築を図ることを念頭に、職員評価システム及びインセンティブ・システム(第1次システム)の具体的な制度設計に着手した。

教員評価システム及びインセンティブ・システムについては、他大学や民間の事例、学内組織への意見照会などを踏まえ、(1)教育、研究、社会貢献・国際交流、管理運営の4領域の活動実績を対象とする活動評価と、中期目標・中期計画への貢献を対象とする目標評価の併用、(2)シンプル・フェア・オープンといった要素を重視したポイント制、自己申告、加点主義、ウエイト付けや意見申立てなどの手法の採用、(3)勤勉手当の成績率、研究費の配分、内地研究員の選考への評価結果の反映、などを主な内容とし、全教員に対して意見照会を行った。

事務系職員評価システム及びインセンティブ・システムについては、従来から実施している事務系職員勤務評定制と相互に補完する制度として、平成18年度給与構造改革の主旨である「勤務実績の給与への反映」等も踏まえ、他大学の動向、公務員制度、社会情勢等を十分に考慮し、システムを策定し運用することとした。また、職員の職責・職務内容に応じた目標達成状況を評価し、特に優秀な職員にはインセンティブを付与するシステムを試行的に導入することとした。

なお、事務系職員については、職員評価の趣旨を踏まえ、平成18年度において、現行の勤務評定制に代わる客観的で透明な新たな評価システムを構築することとしている。

以上の検討結果を最終報告として取りまとめ、職員評価システム及びインセンティブ・システム（第1次システム）を策定した（3月）。

放送大学を利用した教養研修を実施し、事務職員延べ35名が受講した（事務職員全体の43.2%）。

また、国立大学協会等が開催する16研修（専門分野別研修、階層別研修）に27名の職員を派遣し受講させ、事務職員のレベルアップを図った。

本学の建物及び設備の状況に基づき法的に必要な技術的有資格者の配置計画を策定し、電気主任技術者については本学職員の有資格者を配置することとしたほか、建物環境衛生管理技術者による維持管理及び消防設備士による点検などについては外注業者を活用しつつ、職員の技術的資格取得に努めることとし、建築士（7月）、建物環境衛生管理技術者（10月）の試験を受験させた。

また、職員の専門性を向上させるために、（財）関西電気保安協会が主催する「電気保安講習会」（7月）をはじめ、「平成17年度国大協近畿地区支部専門分野別研修（施設・環境）」（10月）、「第23回大学等環境安全協議会総会・研修会」（11月）及び「学校施設づくりセミナー2005」（12月）に各2名の職員を参加させた。

大阪大学との将来の統合再編の可能性を視野に入れ、今後さらに、大阪大学を中心に人事交流を推進し、事務組織の一層の活性化を図ることとし、配置ポストを固定化させず、また、双方向の人事交流を進めることとした（3月）。

外国語学部の昼間主コースと夜間主コースの統合を視野に入れた教員の人員配置案については、大阪大学との再編・統合協議の中で、特に現行の夜間主コースを社会人教育に特化した教育プログラムとして位置付け直す議論が進んでいるため、協議の進捗を踏まえつつ具体的な人員配置案を策定することとした。

平成16年度において「次年度以降の継続課題」とした「事務組織及びその職員配置についての検証結果の取りまとめ」については、企画・広報室管理運営部門の下に「事務の効率化・合理化等に関するワーキング・グループ」を設置し、平成16年度から新たに導入した「部門体制」を含む事務組織及び事務分掌を変更したことについて次のとおり点検を行った。

- (1) 平成16年5月から新たに導入した「部門体制」が有効に機能しているか
- (2) 各部門ごとの事務の分掌状況、分掌事務の量、常勤職員及び非常勤職員の配置状況等について
- (3) 各部門における事務の処理状況について

各課・事務室からの意見聴取に基づく点検結果の取りまとめと並行して、事務組織及びその職員配置についての案を人事的な観点（定員削減・人事交流・アウトソーシング）を取り入れ策定したが、上記の事項については今後さらに検討し、改善の必要があることを確認した（3月）。

平成18年度においては、効果的なコスト削減、職員の負担軽減、人的資源の有効活用や人材育成などを念頭に置いた抜本的な事務の見直し（事務の削減）を実施した上で、業務のマニュアル化・ペーパーレス化・アウトソーシング等とも連動した事務組織の再編と職員の再配置を計画的に実施することとしている。

3. 運営費交付金債務及び当期振替額の明細

(1) 運営費交付金債務の増減額の明細

(単位：百万円)

交付年度	期首残高	交付金当期交付金	当期振替額				期末残高
			運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	小計	
17年度	0	2,414	2,178	67	0	2,245	169

(2) 運営費交付金債務の当期振替額の明細

①平成17年度交付分

(単位：百万円)

区分		金額	内 訳
成果進行基準による振替額	運営費交付金収益	41	①成果進行基準を採用した事業等：諸言語によるプレゼンテーション能力育成事業、国費留学生支援事業 ②当該業務に関する損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：41 (役務費：23、その他の経費：18) イ) 自己収入に係る収益計上額：0 ウ) 固定資産の取得額：システム機器等：10、図書：3 ③運営費交付金収益化額の積算根拠 諸言語によるプレゼンテーション能力育成事業については、十分な成果を上げたと認められることから、運営費交付金債務を全額収益化。 国費留学生支援事業については、予定した在籍者数を満たしたため、当該運営費交付金債務を全額収益化。
	資産見返運営費交付金	13	
	資本剰余金	0	
	計	54	
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益	1,842	①期間進行基準を採用した事業等：成果進行基準及び費用進行基準を採用した業務以外の全ての業務 ②当該業務に関する損益等 ア) 損益計算書に計上した費用の額：1,842 (業務費：1,656、一般管理費：186、その他の経費：0)
	資産見返運営費交付金	54	

	資本剰余金	0	ｲ) 自己収入に係る収益計上額：0 ｳ) 固定資産の取得額：建物1、構築物1、物品21、図書31
	計	1,896	③運営費交付金の振替額の積算根拠 学生収容定員を満たしていたため、期間進行业務に係る運営費交付金債務を全額収益化。
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益	295	①費用進行基準を採用した事業等：退職手当、その他 ②当該業務に係る損益等
	資産見返運営費交付金	0	ｱ) 損益計算書に計上した費用の額：295 (人件費：295、その他の経費：0)
	資本剰余金	0	ｲ) 自己収入に係る収益計上額：0 ｳ) 固定資産の取得額：0
	計	295	③運営費交付金の振替額の積算根拠 退職に伴い支出した運営費交付金債務295百万円を収益化。
国立大学法人会計基準第77第3項による振替額		0	該当なし
合計		2,245	

(3) 運営費交付金債務残高の明細

(単位：百万円)

交付年度	運営費交付金債務残高	残高の発生理由及び収益化等の計画
17年度	成果進行基準を採用した業務に係る分	0 該当なし
	期間進行基準を採用した業務に係る分	0 該当なし

費用進行基準を採用した業務に係る分	169	退職手当 ・退職手当の執行残であり、翌事業年度以降に使用する予定。
計	169	

XI 関連会社及び関連公益法人等

1. 特定関連会社

該当なし。

2. 関連会社

該当なし。

3. 関連公益法人等

該当なし。